令和8年10月20日
庁　議　資　料

第3期 こまえ子ども・若者応援プラン

実施計画（令和8年度版）案

（狛江市子どもの権利条例実施計画（案））

令 和 8 年　　月
狛　　江　　市

第３期　こまえ子ども・若者応援プラン実施計画（令和８年度版）

目次

Page

１．計画の目的 ---------- 1

２．計画期間 ---------- 1

３．計画の推進体制 ---------- 1

４．年次計画の策定と毎年度の点検・見直し ---------- 2

５．基本目標と基本施策 ---------- 3

６．重点事項として進めていく施策・事業一覧 ---------- 8

７．狛江市子どもの権利条例該当箇所 ---------- 11

８．本表の見方 ---------- 15

９．年次計画 ---------- 16

１．計画の目的

この計画は、令和７年３月に策定した第３期 こまえ子ども・若者応援プラン（以下「応援プラン」という。）を着実に推進していくために、重点的・優先的に取り組んでいく43の施策・事業について、令和11年度までの計画期間内に取り組む内容と手順を明らかにするものです。

また、狛江市子どもの権利条例に基づく子どもに関する施策を進めるために、この計画を策定します。

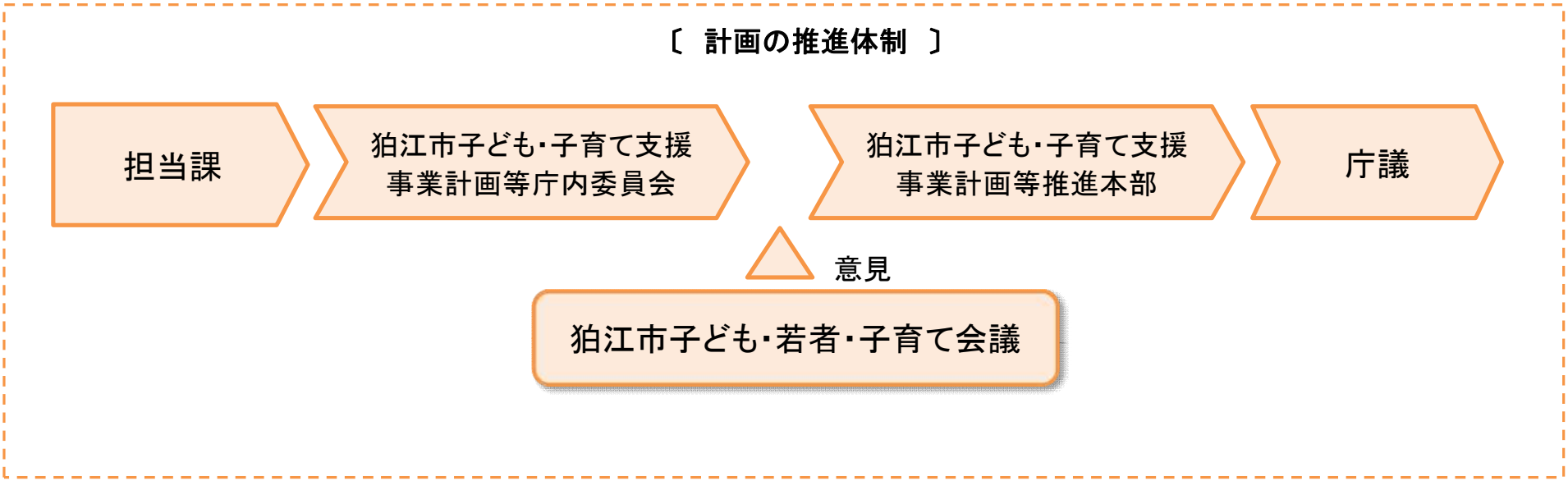
２．計画期間

この計画の計画期間は応援プランに合わせて令和７年度から令和11年度までとしますが、前年度の施策・事業については事業ごとに点検を実施し、毎年度計画内容について、見直しを行っていきます。

また、計画の見直しについては、市の財政状況のほか、各事業の進捗状況や今後の社会の変化、国の制度改正等に伴う新たな課題に対応するため、施策の変更等も含め、その状況に応じて、この計画の中に位置づけながら、具体的な施策事業として取り組んでいきます。

３．計画の推進体制

この計画は応援プランと同様に、市長を本部長とする「狛江市子ども・子育て支援事業計画等推進本部」と担当部長及び関係課長で構成される「狛江市子ども・子育て支援事業計画等庁内委員会」にて全庁的な連絡・調整を行いながら、有識者、関係機関、公募による市民で構成される「狛江市子ども・若者・子育て会議」において、毎年度計画の実施状況を点検し、計画を推進していきます。



４．年次計画の策定と毎年度の点検・見直し

応援プランの重点施策及び条例に基づく子どもに関する施策については、より着実に推進していく必要があるため、年次計画として整理し、子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策とあわせて毎年度、施策の点検と計画の見直しを行い、具体的な成果を確認しながらPDCA サイクルを回していきます。また、今後の社会の変化や国の制度改正等に伴う新たな課題に対応するための施策の変更等については、その状況に応じて、本計画の中に位置付けながら、具体的な施策事業として取り組んでいきます。



５．基本目標と基本施策

応援プランではそれぞれの施策や具体的な取組を実行していくために３つの基本目標を掲げ、各目標の中に以下の基本施策を定めています。

基本目標１　すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進

基本施策		概要
1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	子どもの権利条約やこども基本法、（仮称）子ども条例が、子どもを権利の主体であると捉えていることを踏まえて、子ども・若者の主体的な活動を支援していくほか、様々な要因により生きづらさを抱えている子ども・若者が社会的な孤立に陥らないよう、子ども・若者の声に寄り添い、心身ともに安心安全に過ごすことができる多様な居場所の確保に努めます。また、行政機関や地域団体等を問わず、様々な子ども・若者を支援する関係機関とのつながりを持ちながら、若者の社会参加の促進につながる支援を推進します。
1-2	子どもの権利の保障	子どもの権利条約やこども基本法、（仮称）子ども条例を踏まえ、すべての子どもの最も基本的な権利である生命・身体の安全を最優先に確保した上で、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されるよう、条約や法、条例の理念やこれらに定められている子どもの権利について、すべての市民を含めた地域全体への啓発等を行うとともに、子どもが意見表明等の権利の主体となり、主権者として社会との関わりを持てるよう取組を進めていく必要があります。 また、いじめや児童虐待の防止、貧困対策、ヤングケアラーを生み出さないための支援など、広く子どもや若者の声に耳を傾け、それらの兆候や発生の状況を早期にキャッチし、必要な支援を関係機関と連携しながら組織的に行っていく必要があります。

1-3	遊び、学び、体験の機会の推進	成長過程において経験する様々な遊びや学び、体験活動は、子どもの健やかな成長に大きく寄与する重要な要素となります。生まれ育った環境にかかわらず、自分の能力や可能性を伸ばせるよう、体験の貧困にも着目しながら、子どもの健全な育成のため、様々な場面で、生活に必要な知識や技能、情操を育むことのできる遊び等を通した学習や体験の機会を提供していきます。
1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	子どもを預かる保育施設や教育機関、サービス事業所では、個々の子どもの発達段階に合わせた対応が求められています。早期に発達の特徴を理解することで、その後の支援を円滑に行うとともに、相談支援の過程を通して保護者の不安を軽減します。 また、児童発達支援センターを中核として、関係機関との切れ目のない支援・連携体制を強化し、障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。

基本目標２　安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策		概要
2-1	産前・産後の支援	子どもの健やかな成長のためには、親が心身ともに健康であることが大切であり、妊娠期からの支援は、出産後の親子の安定した生活につながります。また、特に産前・産後については不安も多く、SNS 等にあふれている様々な情報で不安が助長しないよう母親、父親ともに正しい知識を持つことが重要です。正しい知識を持ち、安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう、母親だけではなく父親も含めた学習機会の充実を図ります。
2-2	子どもの健やかな成長に向けた支援	乳幼児期は、子どもの発達や成長にとって、とても大切な時期です。しかしながら、乳幼児期の子育て家庭はその置かれている状況によって、自らが積極的に動き、必要な支援を求めるのが困難なことがあります。そのため、子どもの発達や成長に向けて、母子保健事業等における“気づき”から、関係機関と連携して、必要な支援につなげます。 また、ライフステージに応じた切れ目をつなぐ支援を推進する拠点として、こども家庭センターや子育て・教育支援複合施設の運営を中心とする、一貫した支援体制を整備します。
2-3	幼児教育の振興と保育における質の向上	幼児期における質の高い教育・保育を提供するため、保育における量の確保とともに、職員研修による専門性と資質の向上を図るほか、体験学習や地域との交流活動を通じ、必要な生活習慣や知識の習得を図ります。 また、幼児と児童の交流活動を充実させるなど、幼稚園や保育園、認定こども園、小学校などがそれぞれつながりを持ち、情報共有等を行うことで、円滑な引き継ぎと市全体の保育の質の向上を図ります。

2-4	放課後対策の推進	学童期は、様々な体験や学びを通して豊かな心を育んでいくことが大切です。小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である学童クラブの整備を着実に進め、放課後子ども教室事業（KoKoA）と連携しながら、安心安全な放課後の居場所の確保に努めます。 また、職員研修による専門性と質の向上を図るほか、増加する需要に対応していくため、受入定員の拡大やニーズを踏まえたサービスの提供を図ります。
2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	子育て家庭に生じる様々な不安や悩みは、ほかの家庭や支援者と共有することで、家庭の子育てに係る負担の軽減につながります。アウトリーチによる相談等を含め、多岐にわたる不安や悩みを相談できる窓口の設置や取組を推進するほか、子育てにおいてそれぞれの親が持つ力を引き出していく支援や、子育て家庭に対して育児や子育てに関する情報を様々なかたちで提供します。また、行政手続きのデジタル化を推進していくことで、子育て家庭の負担感の軽減を図ります。 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を進めるためには、夫婦がともに積極的に家事や育児に参加できるよう、個人における意識の啓発のほか、事業所においても子育て中の従業員等がゆとりを持ち、子育てと仕事を両立できるような働き方に取り組んでいく必要があります。 狛江市の地域特性も踏まえながら、市民や事業所を含めてワーク・ライフ・バランスや多様な働き方についての普及啓発や周知と支援を行い、働き方が変わっていく社会においても夫婦がともに子育てに向き合える地域社会の実現を目指します。
2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援	様々な悩みや問題を抱えている家庭や子どもに対して、一人ひとりに寄り添った相談を受けるとともに、生活支援、就労支援、経済的支援など、それぞれの状況に応じて多面的に支援を行っていきます。

基本目標３　子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり

基本施策		概要
3-1	子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備	地域における人間関係の希薄化や核家族化等、それぞれの家庭が孤立しやすい社会環境の中で、改めて地域づくりや共助、協働といった視点で子育てを考え、実践していく必要性が高くなっています。地域と連携した見守り活動の充実や通学路の安全確保等を進めるとともに、子どもの遊び場となる公園や児童遊園等の整備を進めることで、安心して過ごせる地域社会づくりを目指します。
3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成	核家族化が進行し、身近に子育てを感じる機会が得られないことや、ヤングケアラー等も含め、様々な事情から困難を抱えている家庭など、孤立しがちな家庭にも支援の手が届くように、児童関連施設と学校等の教育機関の連携強化や地域団体等との情報共有及び活性化を図り、地域における子育てネットワークの形成を目指すとともに、地域や身近な仲間同士による子育てグループやサークルを通じた子育て家庭の支援にも取り組んでいく必要があります。 さらに、地域全体で子ども・若者が安心して過ごせる環境をつくるため、世代を超えたすべての人がそれぞれの立場から協力し合う地域づくりを進めるとともに、子ども・若者が地域に積極的に関われるようにすることで、子ども・若者が孤立せず、成長の機会を得られるよう努めます。

6．重点事項として進めていく施策・事業一覧

基本目標１　すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進

基本施策	施策・事業№	施策・事業名	企画財政部	地域文化スポーツ部		福祉保健部		子ども家庭部				環境部	教育部			Page
			情報政策課	文化スポーツ振興課	協働コミュニティ課	福祉政策課	福祉相談課	子ども若者政策課	子ども家庭課	子ども発達支援課	児童育成課	環境政策課	教育支援課	指導室	公民館	
1-1 子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	1-1-1	子ども・若者の居場所の確保				●		●							●	15
	1-1-2	居場所と遊びのニーズの把握						●			●				●	17
	1-1-4	児童館・児童センターの充実・活用									●					19
	1-1-8	若者に係る相談支援の充実					●	●								20
1-2 子どもの権利の保障	1-2-1	（仮称）子ども条例の制定						●								21
	1-2-2	（仮称）子ども条例の普及啓発及び推進						●			●			●		22
	1-2-3	相談・カウンセリング事業の推進							●				●	●		24
	1-2-4	学校における相談支援体制の強化							●				●	●		26
	1-2-5	児童虐待防止に向けた周知・啓発と相談体制の強化							●							28
	1-2-7	子どもの意見表明の場の提供						●						●		29
1-3 遊び、学び、体験の機会の推進	1-3-1	体験型事業の推進			●						●	●		●		30
	1-3-5	学習支援事業の推進				●	●	●								32
1-4 発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	1-4-1	児童発達支援センターの支援体制の強化								●						34
	1-4-2	地域療育システムの構築、運用					●		●	●			●	●		35
	1-4-3	関係機関との連携							●	●			●			37
	1-4-4	相談事業の充実							●	●						39
	1-4-5	乳幼児発達健康診査の充実							●							40
	1-4-6	保育園・学童クラブ等における障がいのある子ども及び医療的ケア児の受入れの推進									●		●			41
	1-4-7	就学相談等の実施											●			43
	1-4-8	特別支援教育の推進											●	●		44

基本目標２　安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策	施策・事業№	施策・事業名	企画財政部	地域文化スポーツ部		福祉保健部		子ども家庭部				環境部	教育部			Page
			情報政策課	文化スポーツ振興課	協働コミュニティ課	福祉政策課	福祉相談課	子ども若者政策課	子ども家庭課	子ども発達支援課	児童育成課	環境政策課	教育支援課	指導室	公民館	
2-1 産前・産後の支援	2-1-1	妊娠前後の支援の充実							●							45
	2-1-2	産前・産後の支援の充実							●	●						46
	2-1-3	専門職による相談・訪問指導の実施							●							47
2-2 子どもの健やかな成長に向けた支援	2-2-1	子育て・教育支援複合施設の運営								●			●			48
	2-2-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実							●							49
2-3 幼児教育の振興と保育における質の向上	2-3-5	一時保育（一時預かり）、延長保育等の充実								●	●					50
	2-3-7	病児・病後児保育の充実						●								52
2-4 放課後対策の推進	2-4-1	学童クラブの拡充									●					53
	2-4-2	放課後子ども教室事業（KoKoA）の推進									●					54
2-5 子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	2-5-1	専門性のある多様な相談体制の充実				●		●	●	●	●					55
	2-5-2	要支援世帯への訪問支援事業の充実							●							57
	2-5-4	身近な交流の場の提供				●		●		●	●					58
	2-5-11	各種手続きのデジタル化の推進	●	●				●	●	●	●	●	●			60
2-6 悩みや困難を抱える家庭への支援	2-6-1	子ども家庭支援センターの充実								●						62
	2-6-2	教育支援センターの充実											●			63
	2-6-3	ひとり親家庭相談体制の充実						●								64
	2-6-4	ＤＶ等への相談支援の充実						●								65
	2-6-5	ひとり親家庭への支援の充実						●								66

基本目標３　子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり

基本施策	施策・事業№	施策・事業名	企画財政部	地域文化スポーツ部		福祉保健部		子ども家庭部				環境部	教育部			Page
			情報政策課	文化スポーツ振興課	協働コミュニティ課	福祉政策課	福祉相談課	子ども若者政策課	子ども家庭課	子ども発達支援課	児童育成課	環境政策課	教育支援課	指導室	公民館	
3-2 子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成	3-2-1	要保護児童対策地域協議会の強化及び児童関連施設の連携強化				●			●	●	●		●	●		67
	3-2-3	地域団体等との情報共有及び活性化						●								69
	3-2-4	子育て仲間づくり･子育てグループ･子育てサークルの育成･支援						●	●	●	●				●	70
	3-2-6	世代間・異年齢交流の促進		●		●			●	●	●				●	72
	3-2-8	子ども食堂の推進						●								74

7．狛江市子どもの権利条例該当箇所

基本施策	施策・事業№	施策・事業名	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	Page
1-1 子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	1-1-1	子ども・若者の居場所の確保				●						15
	1-1-2	居場所と遊びのニーズの把握					●					17
	1-1-4	児童館・児童センターの充実・活用				●						19
	1-1-8	若者に係る相談支援の充実						●				20
1-2 子どもの権利の保障	1-2-1	（仮称）子ども条例の制定									●	21
	1-2-2	（仮称）子ども条例の普及啓発及び推進								●		22
	1-2-3	相談・カウンセリング事業の推進						●				24
	1-2-4	学校における相談支援体制の強化						●				26
	1-2-5	児童虐待防止に向けた周知・啓発と相談体制の強化	●					●				28
	1-2-7	子どもの意見表明の場の提供					●					29
1-3 遊び、学び、体験の機会の推進	1-3-1	体験型事業の推進				●						30
	1-3-5	学習支援事業の推進			●							32
1-4 発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	1-4-1	児童発達支援センターの支援体制の強化			●							34
	1-4-2	地域療育システムの構築、運用										35
	1-4-3	関係機関との連携										37
	1-4-4	相談事業の充実						●				39
	1-4-5	乳幼児発達健康診査の充実										40
	1-4-6	保育園・学童クラブ等における障がいのある子ども及び医療的ケア児の受入れの推進										41
	1-4-7	就学相談等の実施						●				43
	1-4-8	特別支援教育の推進										44

基本施策	施策・事業№	施策・事業名	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	Page
2-1 産前・産後の支援	2-1-1	妊娠前後の支援の充実							●			45
	2-1-2	産前・産後の支援の充実							●			46
	2-1-3	専門職による相談・訪問指導の実施						●	●			47
2-2 子どもの健やかな成長に向けた支援	2-2-1	子育て・教育支援複合施設の運営							●			48
	2-2-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実	●						●			49
2-3 幼児教育の振興と保育における質の向上	2-3-5	一時保育（一時預かり）、延長保育等の充実							●			50
	2-3-7	病児・病後児保育の充実							●			52
2-4 放課後対策の推進	2-4-1	学童クラブの拡充				●						53
	2-4-2	放課後子ども教室事業（KoKoA）の推進				●						54
2-5 子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	2-5-1	専門性のある多様な相談体制の充実						●				55
	2-5-2	要支援世帯への訪問支援事業の充実			●				●			57
	2-5-4	身近な交流の場の提供				●			●			58
	2-5-11	各種手続きのデジタル化の推進							●			60
2-6 悩みや困難を抱える家庭への支援	2-6-1	子ども家庭支援センターの充実						●	●			62
	2-6-2	教育支援センターの充実						●				63
	2-6-3	ひとり親家庭相談体制の充実			●			●				64
	2-6-4	ＤＶ等への相談支援の充実	●					●				65
	2-6-5	ひとり親家庭への支援の充実			●				●			66

基本施策	施策・事業№	施策・事業名	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	Page
3-2 子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成	3-2-1	要保護児童対策地域協議会の強化及び児童関連施設の連携強化	●									67
	3-2-3	地域団体等との情報共有及び活性化										69
	3-2-4	子育て仲間づくり･子育てグループ･子育てサークルの育成･支援							●			70
	3-2-6	世代間・異年齢交流の促進				●						72
	3-2-8	子ども食堂の推進			●	●						74

○狛江市子どもの権利条例　第13条ー第21条（基本となる施策）

	概要		概要
第13条	（虐待の防止） 子どもに対する虐待の防止について規定しています。児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法においても定められているとおり、虐待は、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。	第18条	（相談体制） 子どもの権利を保障するための相談体制について規定しています。「安心して」とは、重大な権利侵害になる前に相談してもらいたいという思いを表しているとともに、相談者の秘密やプライバシーが守られることを意味しています。「日常的に」とは、子どもがいつでも子ども自身のタイミングで気軽に話すことができることで相談等に対するハードルを下げる取組等を意味しています。
第14条	（いじめの防止） 子どものいじめの防止について規定しています。いじめはどのような理由があっても許されるものではありません。狛江市では、いじめ防止対策推進法に基づき、狛江市いじめ防止基本方針を定めており、また、各学校において学校いじめ対策委員会を設置することで、いじめの防止等の対策を組織的・総合的かつ効果的に推進しています。市及び施設関係者等の関係機関は、互いに連携して組織的にいじめの未然防止、早期発見及び対処に取り組み、いじめを受けた子どもが安心を取り戻せるよう支援を行うことは当然のこと、そのような行為を行った子どもに対しても、背景を踏まえた適切な支援を行います。	第19条	（子育て家庭等への支援） 子育て家庭等への支援について規定しています。子どもの健やかな成長と、子育て家庭が安心して子育てできるような環境をつくるためには、地域社会の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、全ての人が子育てを自分事として捉え、地域で子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えていく意識の醸成に取り組むことを期待して規定しています。

第15条	（子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり） 子どもの心身の健康と安心・安全に育ち、生活できる環境づくりについて規定しています。全ての子どもには、生まれ育った環境にかかわらず、ありのままで安心して育つ権利があります。子どもを取り巻く環境が変化する中、いじめや児童虐待等の権利侵害のほか、経済的な貧困・体験の貧困等に起因する様々な格差やヤングケアラー等に対して、子どもの権利が保障されるよう、市は必要な啓発や環境整備を行うとともに子どもの生活する家庭や地域を視野に必要な支援をしていく必要があります。	第20条	（条例の普及・啓発） 条例の普及・啓発について規定しています。子どもの権利を保障するためには、全ての人が条例の主旨を理解し実践していくことが必要であることから、市は様々な機会を捉えて、普及啓発に努めていくことを規定しています。
第16条	（子どもの居場所づくり） 子どもが安心して過ごすことができる居場所について規定しています。子どもの居場所とは、子ども本人にとって居心地が良いと思えるものであり、そこに行くかどうか、どのように過ごすか等は子ども本人が決めることが大切です。この場合において、場所・時間・人との関係性全てが居場所となり得ます。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態も含まれます。また、第４条第５号において規定しているように、子どもは、心や身体が疲れたときに安心して休息する権利があります。子どもは自らの意思で休息することができ、子どもが安心して過ごすことができる居場所は、こうした休息のために利用することができます。	第21条	（推進体制・効果検証） 子どもに関する施策を進めていくための推進体制と効果検証について規定しています。狛江市では、既に子どもに関する分野別の計画を策定しています。第１項で規定する計画については、子どもに関する分野別の計画を踏まえながら、また、その他関連計画との整合性を考慮した上で策定し、その内容について定期的に検証し、公表します。
第17条	（意見表明及び参加・参画の促進） 子どもの意見表明及び参加・参画の促進について規定しています。第７条において、子どもは、自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現し、自分に関わることについて参加・参画することができる旨を規定しています。		

8．本表の見方

「第３期 こまえ子ども・若者応援プラン」で定めた各事業の内容
・基本目標
・基本施策
・施策・事業名
・令和11年度までの取組
及び条例該当箇所

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組	子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもに関する各分野において、重視すべき基本的視点を一元的に規定するとともに、狛江市の子どもの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のために、その理念を市全体で共有する仕組みになるものとした（仮称）子ども条例を令和7年度中に制定します。
基本施策	1-2	子どもの権利の保障		
施策・事業	1-2-1	（仮称）子ども条例の制定		
		＜条例該当箇所＞ 第1条（目的） 第21条（推進体制・効果検証）		

令和７年度の実施結果・内容、前年度の具体的な成果、今後の取組内容

②前年度の実施結果・内容

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	子ども・若者・子育て会議において、有識者や関係機関、市民委員等を交えた議論により、子どもの権利条例の制定に向けた意見交換等を行うとともに、条例制定及び子どもの権利に関する周知を図るため、ワークショップ（子ども向け2回、大人向け1回、子ども・大人合同1回）、市民説明会（実施回数：2回）、パブリックコメント（提出者：43人）等の様々な市民参加手続きにより市民の意見聴取を行い、12月に狛江市子どもの権利条例が制定された。	子どもの権利条例を制定し、子どもの権利を保障していくための法的な根拠を定めることができた。	市内小中学校へのアウトリーチ、周知用動画の作成及び啓発グッズの作成等により条例の周知・啓発に努める。

計画期間における各担当課ごとの事業名と年次計画、具体的な事務の対応年度

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	子ども・若者・子育て会議関係費	条例制定に係るワークショップの実施	★				
		（仮称）子ども条例の制定	★				
		（仮称）子ども条例の見直し					

★…新規及び拡充する事業

９．年次計画

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援
施策・事業	1-1-1	子ども・若者の居場所の確保 ＜条例該当箇所＞ 第16条（子どもの居場所づくり）

令和11年度までの取組

多様なニーズを踏まえた多様な居場所が地域に点在することで、様々な子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、子ども・若者の視点に立った公共施設の活用や地域におけるサードプレイスの確保等、子ども・若者が気軽に立ち寄れる地域の居場所事業を実施するとともに、地域において居場所を運営している団体等への経済的な支援等を含め検討を進めていきます。また、教育委員会と連携して、市民センターの改修後に新たに設置されるティーンズルームの活用を検討します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
福祉政策課	対象者を限定することなく、子どもから高齢者まで地域住民がいつでも気軽に集い、ゆるやかに出会い関わり合うことのできる多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶを運営した。 令和7年度は252日開所し、18歳未満は延べ3,757人の利用があった。	放課後、子どもたちが安心できる居場所を提供できた。イベント等を通じて多世代交流が生まれた。	多世代交流をさらに活性化させることを目指し、利用実態や潜在的なニーズの把握に努め、地域共生の場としての拠点の機能を一層強化していく。
	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶにおいて、子ども・若者のための居場所と相談の場である「子ども・若者ルーム」を運営した。 令和7年度は、新たな試みとして「ポケモンカード教室」及び「大会」を開催し、新規の利用や悩みを抱える子どもとその保護者との新たな接点が生まれた。	イベント等の開催により、心理カウンセラーとの信頼関係が築かれ、今後の支援へとつながる一歩となった。	引き続き、子ども・若者が興味を引くような企画を実施するとともに、悩みを抱える子ども等への支援に向けた取組の実施を検討する。
子ども若者政策課	子ども・若者が気軽に立ち寄れる地域の居場所として、子どもに対する学習支援や保護者に対する養育支援等の生活支援を行うことで、生きづらさを抱える子ども・若者やその保護者に対して包括的な支援を行う野川のえんがわこまちを運営した。また、生きづらさを抱える若者とその家族に対し、支援窓口の情報を集約した若者支援ガイドを市内の中学3年生に配布したほか、子ども食堂等の子どもの居場所づくりを実施している7団体（8事業）に対し、子どもの居場所づくり支援事業補助金を交付した。	野川のえんがわこまち：開所日数：192日、利用者数：子ども、若者延べ4,133人 若者支援ガイド：市内の中学3年生に配布 子どもの居場所づくり支援事業補助金交付：7団体（8事業）	引き続き、子ども・若者の居場所の確保に努めるとともに、若者支援ガイドの内容の見直し、配布及び子どもの居場所づくり支援事業補助金の交付等により子ども・若者の支援に取り組む。
公民館	居場所事業については、居場所連続講座を「ユースワークの今とこれから」をテーマとして実施し、お盆期間中の子どもの居場所として夏休み子ども中高生スペースの実施（学習フリースペース・遊びのフリースペース・体験教室）4日間開催（改修のため西河原公民館で実施） 子ども・若者事業として、ティーンズルーム事業を開始し、ワークショップ（サクセンカイギ）を通して中高生の声を聞きながら、中高生が心地よく過ごせる居場所づくりを進めた。	居場所連続講座2回　延べ26人 中高生スペース　延べ424人 ティーンズルームサクセンカイギ8回　延べ115人	居場所連続講座、夏休みこども中高生スペース、ティーンズルームワークショップの継続実施

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶの運営					
		子ども・若者ルームの運営					
子ども若者政策課	青少年・若者支援事業	子ども・若者の居場所事業の実施					
		若者支援ガイドの配布					
	みんなで子育て事業	子どもの居場所づくり支援事業補助金事業の実施	★				
公民館	居場所事業	居場所事業の実施					
	子ども・若者事業	ワークショップの実施・ティーンズルーム開設準備					
		ティーンズルームの開設・運用	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援
施策・事業	1-1-2	居場所と遊びのニーズの把握 <条例該当箇所> 第17条（意見表明及び参加・参画の促進）

令和11年度までの取組

こども基本法や制定に向けて検討している（仮称）子ども条例を踏まえて、子ども・若者が求める居場所や過ごし方などを把握するための意見聴取の仕組みなどを検討していきます。
児童館では、来館児に対しての意見箱を設置し、意見・要望を随時受け付けるほか、遊びやプログラム活動を通じた意見・要望の聴取を行います。小学生クラブにおいては、定期的にアンケートを実施して子どもの意見を聴く機会を設けるほか、放課後子ども教室（KoKoA）では購入する玩具等の検討の際に利用児童の意見を考慮します。
公民館では、居場所に関して考える講座を実施するとともに、市民センター改修後は、新しく設置されるスタディコーナーやティーンズルーム利用者等からのニーズ把握も進めていきます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	身近な地域課題の把握や発見から解決案の検討をワークショップで行い、その結果を市議会議場にて発表する地域課題解決型子ども議会事業を実施し、小中学生計8人の参加があった。ワークショップでは、テーマである「みらいの狛江を考えよう」に沿って、ゲストティーチャーからの話やワークショップでレゴブロックを使用した「みらいの狛江」の創作などをベースに、より深い議論・検討を行うことで主権者としての意識の醸成を図ることができた。	全7回のワークショップを通して、子どもたちに主権者としての意識醸成を図ることができた。	狛江市子どもの権利条例制定を機に地域課題解決型子ども議会事業の見直しを検討
児童育成課	児童館では子どもの声を取り入れた事業運営を実施し、利用者ニーズを踏まえた居場所づくりを進めた。日常的な対話や活動及び各児童館に設置している意見箱等を通じて利用者のニーズ把握を行った。各学校の放課後子ども教室（KoKoA）に事前にニーズ確認を行った遊具等を配置することにより、子どもたちの満足度の向上を図った。	和泉児童館に意見箱を設置	引き続き子どもの意見を反映した事業運営に取り組む。
公民館	居場所事業については、居場所連続講座を「ユースワークの今とこれから」をテーマとして実施し、お盆期間中の子どもの居場所として夏休み子ども中高生スペースの実施（学習フリースペース・遊びのフリースペース・体験教室）4日間開催（改修のため西河原公民館で実施） 子ども・若者事業として、ティーンズルーム事業を開始し、ワークショップ（サクセンカイギ）を通して中高生の声を聞きながら、中高生が心地よく過ごせる居場所づくりを進めた。	居場所連続講座2回　延べ26人 中高生スペース　延べ424人 ティーンズルームサクセンカイギ8回　延べ115人	居場所連続講座、夏休みこども中高生スペース、ティーンズルームワークショップの継続実施

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	地域課題解決型子ども議会事業	地域課題解決型子ども議会事業の実施		見直し			
		新たな意見表明の場の提供		見直し			
児童育成課	学童保育所維持管理費・小学生クラブ・放課後クラブ・こどもクラブ	利用者アンケートの実施					
	児童館関係費	意見箱の設置					
		日常的に子どもたちの意見を聴く体制の整備・推進					
	放課後子ども教室事業	子どものニーズを踏まえた遊具等の整備					
公民館	居場所事業	居場所事業の実施					
	子ども・若者事業	ワークショップの実施・ティーンズルーム開設準備					
		ティーンズルームの開設・運用	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援
施策・事業	1-1-4	児童館・児童センターの充実・活用 ＜条例該当箇所＞ 第16条（子どもの居場所づくり）

令和11年度までの取組

乳幼児から高校生世代までのすべての子どもを対象とした事業を展開する子育て支援の拠点施設として、児童館・児童センターの施設機能と事業の充実を図ります。

小学生から引き続き中高生になっても来館してもらえるよう、中高生のための音楽や芸術などの魅力のある事業を実施し、居心地の良い場所となるようイベントやプログラム、スペース等の更なる充実や職員の関わり方を工夫していくなど、小学生から中高生への継続来館へとつなげ、中高生の居場所づくりを進めます。

また、利用者の中から積極的にボランティアとして運営スタッフを手伝う機会を提供することで、子どもが活躍する場を設けます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
児童育成課	児童館・児童センターにおいて、乳幼児親子から中高生までを対象とした各種事業を実施した。小学生向け事業や体験活動の充実を図るとともに、中高生向けのおたよりによるイベント周知、自習室開放及び中高生タイムを実施し、中高生が利用しやすい環境づくりと来館促進に取り組んだ。また、子育てひろば事業や育児相談を実施し、地域の子育て支援拠点としての機能の充実に努めた。また令和8年度からの実施に向けて、和泉児童館及びこまっこ児童館での日曜開放について検討を行った。	児童館来館者数の増（令和6年度⇒令和7年度）岩戸29,528人⇒29,812人（+284人）和泉18,516人⇒19,435人（+919人）こまっこ41,210人⇒41,845人（+635人）	年齢層に応じた多様なプログラムの充実を図り、利用しやすい児童館運営を推進する。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成課	児童館関係費	中高生向けプログラムの実施					
		中高生の居場所づくりの実施					
		中高生の居場所づくりの促進に向けた検討	★				
		児童館運営ボランティア事業の実施					
		児童館日曜開放の実施					
		児童館日曜開放施設拡充の検討	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援
施策・事業	1-1-8	若者に係る相談支援の充実 <条例該当箇所> 条例第18条(相談体制)

令和11年度までの取組

様々な生きづらさを抱えた若者とその家族に対して、専門相談窓口による関係機関と連携した個々のケースに対応した支援を行うとともに、若者からの支援窓口へのアクセスを向上させ、早期の相談ができるように努めます。また、長期化している相談に対応するため、関係機関との連携の強化を図るとともに、生活困窮者自立相談支援機関「こまYELL」による就労準備支援事業や就労支援の充実を図ります。様々な生きづらさを抱える若者とその家族に対する支援窓口の情報をまとめた若者支援ガイドを配布するとともに、若者の相談窓口を継続することにより地域で安心して暮らしていくための支援を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
福祉相談課	こまYELLが実施する就労準備支援事業では、すぐに就労が困難な方を対象に、ヨガ、パソコン教室、ボランティア活動等を実施し、対象者の生活リズムを整えたり、社会性の回復、就労に向けたスキルの向上を図った。また、企業で勤務している方を講師として招聘しミニセミナーを実施するなど、就労に向けたイメージの醸成を図った。 合わせて、就労準備支援事業の利用を経て、就労に向かうことができる方には、こまYELLの就労支援につなぎ、希望業種を一緒に考えたり、履歴書作成支援、就労後のフォロー等を行った。	就労準備支援事業利用者数:20人	就労準備支援事業の事業周知やプログラムの充実により、利用者を継続的に確保する。
子ども若者政策課	生きづらさを抱える若者向けの定期的な相談の場として若者相談窓口を開設し、令和7年度は延べ11人(令和6年度延べ6人)が相談に訪れた。本相談窓口のみでは対応が難しい案件については、関係機関につなぐ等、個々のケースに応じた支援を行った。併せて、ひきこもり等の生きづらさを抱える若者の講演会兼個別相談会を年3回実施した。また、関係相談窓口を掲載した若者支援ガイドについては、様々な生きづらさを抱える若者及びその家族等を含めて幅広い年代の方の目に触れるように周知を図った。	若者相談窓口の開設や講演会兼個別相談会の実施により、当事者だけでなく家族に対する支援を行うことができた。	若者支援ガイドの改訂等による相談窓口のさらなる周知により、当事者及び家族に対する支援窓口へのアクセスを向上させる。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉相談課	生活困窮者自立相談支援事業	就労準備支援事業の実施					
		就労支援の実施					
子ども若者政策課	青少年・若者支援事業	若者相談窓口の運営					
		若者支援講座の実施					
		若者支援ガイドの配布		★			

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-2	子どもの権利の保障
施策・事業	1-2-1	（仮称）子ども条例の制定 ＜条例該当箇所＞ 第21条（推進体制・効果検証）

令和11年度までの取組

子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもに関する各分野において、重視すべき基本的視点を一元的に規定するとともに、狛江市の子どもの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のために、その理念を市全体で共有する仕組みになるものとした（仮称）子ども条例を令和7年度中に制定します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	子ども・若者・子育て会議において、有識者や関係機関、市民委員等を交えた議論により、子どもの権利条例の制定に向けた意見交換等を行うとともに、条例制定及び子どもの権利に関する周知を図るため、ワークショップ（子ども向け2回、大人向け1回、子ども・大人合同1回）、市民説明会（実施回数：2回）、パブリックコメント（提出者：43人）等の様々な市民参加手続きにより市民の意見聴取を行い、12月に狛江市子どもの権利条例が制定された。	子どもの権利条例を制定し、子どもの権利を保障していくための法的な根拠を定めることができた。	市内小中学校へのアウトリーチ、周知用動画の作成及び啓発グッズの作成等により条例の周知・啓発に努める。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	子ども・若者・子育て会議関係費	条例制定に係るワークショップの実施	★				
		（仮称）子ども条例の制定	★				
		（仮称）子ども条例の見直し					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-2	子どもの権利の保障
施策・事業	1-2-2	（仮称）子ども条例の普及啓発及び推進 ＜条例該当箇所＞ 第20条（条例の普及・啓発）

令和11年度までの取組

令和7年度中に制定する（仮称）子ども条例について、その理念を実効性のあるものとするため、行政や関係機関だけでなく、市民を含めた市全体で、子どもへの理解と関心を深めていくために、研修の実施や様々な機会を捉えて普及啓発をしていくことに加え、条例の適切な運用を図るための財源の確保や推進体制の整備を検討します。
また、児童関連事業の従事者への啓発として、保育園では、子どもの権利を尊重・擁護した保育方針に基づく保育を継続し、学校においては、人権教育悉皆研修会を実施し、教員の意識向上に努めるとともに、人権教育推進委員会において各学校の人権教育の実施状況の情報を共有するとともに、人権教育指導資料を作成します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
協働コミュニティ課	子どもの権利条例の周知を行う目的に、人権擁護委員による「子どもの権利条約・狛江市子どもの権利条例」についての授業（人権教室）を、緑野小学校6年生に対し実施し、日常生活での事例を用いて子どもの権利について理解を深めた。	日常生活での事例を用いて子どもたちが話し合うことで、条例についての理解につながったため。 ▼参加者数：104人	令和8年度に実施する人権メッセージ発表会などで引き続き周知を行っていく。
子ども若者政策課	条例制定後に内容の共有と実践を図るための周知啓発用リーフレットを作成することを目的として子ども向けワークショップ（参加者数：15人）を開催した。子どもたちに、条例を伝えることを通じて、単に自分の意見を伝える場ではなく、自分たちの暮らす狛江市の「まちづくり」に参加するプロセスにも寄与してもらうことができた。	子どもたちに意見を表明する場を提供することができただけでなく、その意見を可能な限りリーフレットの内容に反映することができた。	条例の理念を実効性のあるものとするため、職員研修の実施や公共施設へのアウトリーチを機会を捉えて行う。
児童育成課	子どもの権利を尊重・擁護した保育方針に基づく保育を継続して行った。	各園で定める運営理念や保育方針等に基づいた保育を実施した。	今後も継続して実施していく。
指導室	市内小中学校全教員が「誰一人取り残されない学校・学級づくり～子どもと教師のウェルビーイングの向上を目指して～」をテーマにした人権教育悉皆研修に参加した。人権教育推進委員会を5回開催し、各学校における人権教育の実践について共有している。緑野小学校は人権尊重教育推進校として、授業実践をすすめ、研究を深めている。	悉皆研修では、多くの教員から児童生徒の人権を大切にするという意見があがった。人権教育推進委員会では、狛江市版の教職員の人権感覚チェックリストを作成することができた。	継続して事業に取り組んでいく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
協働コミュニティ課	人権尊重推進関係費	(仮称)子ども条例制定の人権啓発誌による周知		★			
子ども若者政策課	子ども・若者・子育て会議関係費	条例周知啓発用リーフレットの作成	★				
		条例周知啓発用リーフレットの配布	★				
		相談窓口体制の整備		★			
児童育成課	子どもの権利を尊重・養護した保育の継続	子どもの権利を尊重・擁護した保育方針に基づく保育の継続					
指導室	教育研究推進	人権教育悉皆研修会(教職員全体研修の実施)					
		年間指導計画に基づいた人権教育の実践					
		人権教育推進委員会の開催					
	人権尊重教育推進校	令和7・8年度人権尊重教育推進校(緑野小学校)	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-2	子どもの権利の保障
施策・事業	1-2-3	相談・カウンセリング事業の推進 ＜条例該当箇所＞ 第18条（相談体制）

令和11年度までの取組

こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会を中心として、各関係機関との連携強化等を図るとともに、子ども自身が気軽に相談できるよう、相談窓口等の情報を提供します。いじめ、不登校、虐待等の相談に対応するとともに、相談先を記載したSOSカードを小中学生に配布します。
また、市内におけるヤングケアラーの実態把握を行うとともに、庁内の連携体制を強化し、ヤングケアラーの早期発見と状況に応じた必要な支援につなげていきます。
市の専門教育相談員の各小学校への配置、都スクールカウンセラーの各小中学校への配置や、専門家チームによる巡回相談を実施し、学校における相談支援体制の強化に取り組みます。さらに、スクールソーシャルワーカーが、学校では対応しきれない子どもの生活上の課題への対応に向けて、福祉的な立場で外部の関係機関へのコーディネートを行うとともに、スクールソーシャルワーカーの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加により、学校及び関係機関との連携を深めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	虐待等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを市立小・中学校に在籍する全児童・生徒に配布した（小学校3,931枚、中学校1,424枚）。ヤングケアラー実態調査を実施するとともに相談先の周知を図るとともにアンケートの設問は庁内関係各課と協議の上設定した。調査の結果、相談を希望する子どもとは面談を実施し、関係機関と連携しながら必要に応じた支援につなげた。	SOSカード配布（小学校3,931枚、中学校1,424枚） ヤングケアラー実態調査の実施	引き続き、SOSカードの配布及びヤングケアラー実態調査を実施していく。
教育支援課	教育支援センターでは、心理士、言語聴覚士、社会福祉士等の資格を持つ専門職を配置し、保護者や児童・生徒本人からのいじめ、不登校等に対する教育相談や、ことばや発達に対する相談に対応するとともに、子どもの悩みや課題を受け止め、関係機関と連携しながら適切な社会資源等につなぐなど解決や支援へ結びつけることができた。 学校からの要請により、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒に対し、医師や作業療法士等の専門家が学校を巡回しながら行動観察を行い、今後の指導方針等を助言等をする巡回相談を実施し、教員の指導力のスキルアップにつなげた。	いじめ、不登校等に対する教育相談件数：延べ6,187件 ことばや発達に対する発達・ことばの相談件数：延べ946件 スクールソーシャルワーカーへの相談人数：実人数63人 巡回相談回数：小学校18回、中学校12回	引き続き、保護者や児童・生徒本人からのいじめ、不登校等に対する教育相談や、ことばや発達に対する相談に対応するとともに、子どもの悩みや課題を受け止め、関係機関と連携しながら適切な社会資源等につなぐなど解決や支援へ結びつける。 引き続き、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒に対し、医師や作業療法士等の専門家が学校を巡回しながら行動観察を行い、今後の指導方針等を助言等をする巡回相談を実施し、教員の指導力のスキルアップにつなげる。
指導室	スクールカウンセラーによる小学校5年生児童・中学校1年生生徒への全員面談を実施した。スクールカウンセラー連絡協議会を開催し、各校の状況を確認するとともに、児童・生徒やその家庭の課題解決へ向けた取組等を話し合った。また生活指導主任会や青少年健全育成連絡会において情報共有を実施した。	児童生徒の安心・安全につながる相談体制を強化することができた。	継続して事業に取り組んでいく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	要保護児童対策事業	SOSカードの作成・配布					
		ヤングケアラー実態調査の実施	★				
		ヤングケアラー実態調査実施後の支援	★				
		庁内の連携体制の構築・強化	★				
教育支援課	教育相談関係費	専門教育相談員による教育相談の実施					
	特別支援教育推進	専門家チームによる特別支援教育巡回相談の実施					
	不登校対策支援	スクールソーシャルワーカーによる相談支援の実施					
指導室	スクールカウンセラーの配置事業	都費スクールカウンセラーによる面談等の実施					
		スクールカウンセラー連絡協議会の開催					
	教育研究推進	生活指導主任会の開催					
		青少年健全育成連絡会の開催					
		相談窓口の周知					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-2	子どもの権利の保障
施策・事業	1-2-4	学校における相談支援体制の強化 ＜条例該当箇所＞ 第18条（相談体制）

令和11年度までの取組

学校において、いじめや不登校、思春期の心身の健康問題や発達などについて、子どもや保護者が気軽に相談できるよう校内の教育相談体制の強化を図ります。
市の専門教育相談員の各小学校への派遣、都スクールカウンセラーの各小中学校への配置、専門家チームによる巡回相談を実施し、学校における相談支援体制の強化に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、児童・生徒やその家庭の課題の解決に向けた支援をします。
また、様々な悩みを抱える児童・生徒の相談に対応できるよう、小中学校の全児童・生徒に相談先を記載したSOSカードを作成・配布し、相談先の周知に取り組みます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	虐待等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを市立小・中学校に在籍する全児童・生徒に配布した（小学校3,931枚、中学校1,424枚）。	SOSカード配布（小学校3,931枚、中学校1,424枚）	引き続き、SOSカードの配布を行う。
教育支援課	教育支援センターでは、心理士、言語聴覚士、社会福祉士等の資格を持つ専門職を配置し、保護者や児童・生徒本人からのいじめ、不登校等に対する教育相談や、ことばや発達に対する相談に対応するとともに、子どもの悩みや課題を受け止め、関係機関と連携しながら適切な社会資源等につなぐなど解決や支援へ結びつけることができた。（再掲：1-2-3） 学校からの要請により、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒に対し、医師や作業療法士等の専門家が学校を巡回しながら行動観察を行い、今後の指導方針等を助言等をする巡回相談を実施し、教員の指導力のスキルアップにつなげた。（再掲：1-2-3）	いじめ、不登校等に対する教育相談件数：延べ6,187件 ことばや発達に対する発達・ことばの相談件数：延べ946件 スクールソーシャルワーカーへの相談人数：実人数63人 巡回相談回数：小学校18回、中学校12回	引き続き、保護者や児童・生徒本人からのいじめ、不登校等に対する教育相談や、ことばや発達に対する相談に対応するとともに、子どもの悩みや課題を受け止め、関係機関と連携しながら適切な社会資源等につなぐなど解決や支援へ結びつける。 引き続き、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒に対し、医師や作業療法士等の専門家が学校を巡回しながら行動観察を行い、今後の指導方針等を助言等をする巡回相談を実施し、教員の指導力のスキルアップにつなげる。
指導室	スクールカウンセラーによる小学校5年生児童・中学校1年生生徒への全員面談を実施した。スクールカウンセラー連絡協議会、不登校・教育相談対策委員会を開催し、各校の状況を確認するとともに、児童・生徒やその家庭の課題解決へ向けた取組等を話し合った。	学校において児童生徒の安心・安全につながる相談体制を強化することができた。	継続して事業に取り組んでいく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	要保護児童対策事業	SOSカードの作成・配布					
教育支援課	教育相談関係費	専門教育相談員による教育相談の実施					
	特別支援教育推進	専門家チームによる特別支援教育巡回相談の実施					
	不登校対策支援	スクールソーシャルワーカーによる相談支援の実施					
指導室	スクールカウンセラーの配置事業	都費スクールカウンセラーによる面談等の実施					
		スクールカウンセラー連絡協議会の開催					
	教育研究推進	不登校・教育相談対策委員会の開催					
		相談窓口の周知					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-2	子どもの権利の保障
施策・事業	1-2-5	児童虐待防止に向けた周知・啓発と相談体制の強化 ＜条例該当箇所＞ 第13条（虐待の防止） 第18条（相談体制）

令和11年度までの取組

児童虐待防止に向けて広報への掲載やリーフレット配布等を通して、子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、学校等の施設のほか、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の機会も活用し、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発を図るとともに、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）において、パネル展示を行い、オリジナルグッズの作成・配布やオレンジリボンピンバッジを着用することで、児童虐待防止の普及・啓発を行います。
また、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うこども家庭センターにおいて、要支援家庭の把握、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、適切な保護や支援を行うため、関係機関と連携して相談支援体制の強化を図ります。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて、市役所2階ロビーで児童虐待防止のためのパネル展示、チラシ等の配布を行った。期間中は、狛江市管理職と児童相談係職員がオレンジリボンバッジを着用する他、オレンジリボンを配布し、児童虐待防止の普及啓発を行った。 また、市役所本庁舎及び新しくオープンしたこまえみらいテラスにおいて、児童虐待防止を啓発するトイレットペーパーを設置し、子どもを虐待から守るための注意喚起や虐待をしそうになった時の具体的な対処法を周知した。 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の機会を活用し、子どもの面前での夫婦げんかの抑制を啓発するチラシを配布し、心理的虐待の周知を図った。	広報や乳幼児健診及び乳児家庭全戸訪問時に児童虐待防止の周知啓発	引き続き、児童虐待防止の周知啓発に努める。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	要保護児童対策事業	リーフレット配布や健診等の機会を活用した児童虐待防止の普及・啓発					
		相談支援体制の強化	★				
		関係機関との連携強化					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-2	子どもの権利の保障
施策・事業	1-2-7	子どもの意見表明の場の提供

＜条例該当箇所＞
第17条（意見表明及び参加・参画の促進）

令和11年度までの取組

こども基本法や制定に向けて検討している（仮称）子ども条例、狛江市総合的な主権者教育※計画を踏まえて、子どもが意見表明などの権利の主体となり、主権者として社会との関わりを持てるよう、地域課題解決型子ども議会事業をはじめとした各種事業を展開するとともに、意見表明のための環境の整備や意見の取扱いに関する制度を検討します。
引き続き、各学校で主権者教育が推進されるよう、教務主任会等を通じて資料提供及び指導・助言を行います。また、中学校では、専門家を招へいした主権者教育に係る特別授業を実施します。児童・生徒の意見等を学校生活や教育活動に活かすよう、継続的な指導・助言を行います。

※主権者教育…障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちをはじめとした当事者が、社会的意思決定を学ぶこと。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	身近な地域課題の把握や発見から解決案の検討をワークショップで行い、その結果を市議会議場にて発表する地域課題解決型子ども議会事業を実施し、小中学生計8人の参加があった。ワークショップでは、テーマである「みらいの狛江を考えよう」に沿って、ゲストティーチャーからの話やワークショップでレゴブロックを使用した「みらいの狛江」の創作などをベースに、より深い議論・検討を行うことで主権者としての意識の醸成を図ることができた。（再掲：1-1-2）	全7回のワークショップを通して、子どもたちに主権者としての意識醸成を図ることができた。	狛江市子どもの権利条例制定を機に地域課題解決型子ども議会事業の見直しを検討
指導室	市内各中学校において、主権者教育に係る講師を招へいし特別授業を実施した。市内各学校では、主権者教育を進めている。	児童会活動や生徒会活動を中心によりよい学校生活を送ることができるよう意見表明から実践へとつなげている。	継続して事業に取り組んでいく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	地域課題解決型子ども議会事業	地域課題解決型子ども議会事業の実施		見直し			
		新たな意見表明の場の提供		見直し			
指導室	主権者教育推進	中学校主権者教育に係る講師招へいによる特別授業の実施					
		各学校における主権者教育に係る実践					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-3	遊び、学び、体験の機会の推進
施策・事業	1-3-1	体験型事業の推進 ＜条例該当箇所＞ 第16条（子どもの居場所づくり）

令和11年度までの取組

ふるさと友好都市である新潟県長岡市川口地域の豊かな自然や文化を体験できる体験型事業を実施するとともに、住民交流友好都市である山梨県小菅村とはそれぞれのイベントへの参加を通じた住民交流を促進します。

脱炭素に関する連携協定を締結している長野県茅野市、小諸市との交流を通じて、子どもたちの環境学習に取り組みます。環境学習の場として、小学生環境サミットの実施や、多摩川の水辺の自然観察会、狛江水辺の楽校、多摩川生きもの調査会等を実施するとともに、学習内容の更なる充実を図りつつ、子どもが学んだ成果を他の子どもに効果的に広げ、多くの児童の環境学習の機会を充実させていきます。また、かわまちづくり計画の推進に合わせて、水辺の楽校など多摩川を環境学習の場所として、子どもたちが身近に自然とふれあうことのできる空間として活用を図ります。

児童館・児童センターでは、野外体験活動や地域の農家の協力を得て、乳幼児親子向けの農作物収穫体験を実施するほか、日常の中ではできない体験等を行う青少年健全育成事業を実施します。

特色ある教育活動の一環として、市内各事業所等の協力のもと、全中学校で職場体験を実施することで、望ましい社会性や職業観を身につけるとともに、自己の将来について考えるきっかけとして、働くことの意義や目的を見いだす力を養う教育活動を進めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
協働コミュニティ課	狛江市内の親子を対象にした川口での自然体験等を実施し、親子8組合計18人が参加。	友好都市ならではの豊富で雄大な自然を体験できる機会を提供することができた。	引き続き、交流の推進ができるよう様々な機会を提供していく。
	狛江高校箏曲部を随行し、多摩源流まつりに参加した。	小菅村の郷土芸能と狛江の伝統芸能に係る子供の交流する機会を提供することができた。	引き続き、イベントの参加だけでなく様々な手法を模索しながら、住民交流を促進していく。
児童育成課	児童館において、子どもが自然や地域との関わりの中で多様な体験ができるよう体験型事業を実施した。和泉児童館では地域との連携による芋ほり体験を実施し、収穫体験を通じて自然や食への関心を高める機会を提供した。 また、岩戸児童センターではキャンプを実施し、テント生活や共同生活を通じた自然体験や異年齢交流の機会を提供するとともに、日常とは異なる環境での生活体験を通じて社会性や協調性の育成を図った。 プレーパーク事業の周知のため、出張プレーパークを実施した。	各事業参加者数：じゃがいもほり乳幼児親子25組50人、サツマイモほり乳幼児41人大人50人合計91人、2・3年生交流キャンプ15人、高学年サマーキャンプ13人、出張プレーパーク101人	農業体験やキャンプ等の自然体験活動を継続的に実施し、子どもが日常では得られない体験機会の充実を図る。

環境政策課	生物多様性保全の観点では、こまえ生きもの探検隊を実施し、広く市民に生きもの情報を募って公表するとともに、狛江水辺の楽校と連携しつつ、多摩川や野川で生きもの調査会を実施した。 また、かわまちづくり計画の推進に合わせ、多摩川河川敷の賑わい創出に向けた社会実験イベント狛江かわまちキッズパークにおいて多摩川の魅力を発見するウォーキング企画を開催した。	こまえ生きもの探検隊 参加者：830人 多摩川生き物調査会参加者 夏：24人※　冬：19人 野川生きもの調査会参加者 夏：23人　冬：10人 川、最高！多摩川発見 ウォーク参加者：26人	引き続き、自然体験の機会を提供していく。
	こまエコまつりでは、子どもたちが楽しみながら環境保全の重要性を知る環境学習の出展として、「燃料電池自動車MIRAI」や「デジタル地球儀の展示」、脱炭素に関する連携協定を締結した長野県茅野市・小諸市の物産展等に加え、新たに、3Dモデリングソフトウェアを使って、未来の乗り物の立体的データを作成するワークショップ等を実施した。	こまエコまつり来場者：約1,000人	来場する子どもが様々な体験を通じて環境保全等について学べるよう、出展等の充実を図る。
	小学生向け環境講演会として、狛江市の将来を担う小学4年生～6年生を対象に地域の環境保全意識高揚の推進に努めるため、小学生向け地球温暖化防止セミナー「燃料電池実験教室」を開催した。	教室参加者：22人	社会情勢に鑑みながら、子どもたちが地球温暖化防止について学習できるテーマ等を検討し、実施を継続する。
	協定締結都市との交流・連携事業として、長野県茅野市から講師を招へいし、クラフトワークショップを実施した。西河原公園の樹木を用い、実際に樹木を剪定するツリーケアのパフォーマンス披露やツリーケア用具の使用体験のほか、長野県の樹木の枝をナイフで加工し、木製フォークを製作するワークショップを通じて、森林保全の重要性などを学ぶ機会を提供した。	ワークショップ参加者：8組16人	協定締結都市である長野県茅野市及び小諸市と連携しながら、長野の環境資源を活かした事業を展開していく。
指導室	全中学校で市内各事業所等の協力のもと、職場体験を実施することができた。	中学生は働くことの意義を考えるとともに、自己の将来についてあらためて考えるきっかけとなった。	職場体験の機会を継続していく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
協働コミュニティ課	友好都市交流推進事業関係費	ふるさと親子体験宿泊の実施					
児童育成課	プレーパーク	野外活動を体験する場所と機会の提供					
	児童館関係費	体験活動の実施					
環境政策課	水辺の楽校推進	水辺の楽校の活動への支援					
	生物多様性保全事業	生きもの探検隊の実施					
		多摩川・野川生きもの調査会の実施					
	多摩川利活用推進	かわまちづくり計画の推進					
	環境学習	こまエコまつりにおける体験ブースの実施					
		小学生向け環境講演会の実施					
	地球温暖化対策関連事業	協定締結都市との交流・連携事業					
	小学生環境サミット	小学生環境サミットの実施					
指導室	職場体験事業	中学校における職場体験の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-3	遊び、学び、体験の機会の推進
施策・事業	1-3-5	学習支援事業の推進

＜条例該当箇所＞
第15条（子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり）

令和11年度までの取組

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業やひとり親家庭等学習支援事業を実施し、学習面の支援だけでなく、居場所としての機能や生活上の課題の把握も行い、子どもの貧困の問題への対応も含めて、関係機関と連携して支援を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶで実施している「スタディルームふらっと」は子どもたちが持参した教材で自習を進める中で、講師が個別に助言を行う形態をとっている。学習への動機付けとして、スタンプを貯めることで文具などの景品と交換できるスタンプカード制度を導入し、継続的な参加を促す工夫を凝らしている。学校の学習に遅れが目立つ利用者に対しては、講師が保護者からの相談に直接応じるなど、学習面のみならず家庭への支援もあわせて展開した。夏休みの長期休暇期間には、通常の実施日である金曜日以外にも開催日を拡大し、子どもたちの学習機会の確保と居場所づくりに努めた。	スタディルームふらっと利用者数：270人	引き続き、子どもの学習支援を通し、子どもたちの学習機会と居場所を確保する。
福祉相談課	こまYELLが実施する子どもの学習・生活支援事業では、養育環境が整わない世帯の子どもたちを対象に、通所型及び訪問型の学習支援を行い、学習習慣や生活習慣の向上を図った。合わせて保護者との面談を通して、世帯の課題の整理や支援を行い、養育環境の改善を図った。	通所型：66回実施 訪問型：18回実施	子どもの学習・生活支援事業の事業周知により、利用者を継続的に確保する。
子ども若者政策課	ひとり親家庭等学習支援事業については、引き続き、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図った。9月に相互協力を引き出すボードゲーム等を活用したイベント、10月にコミュニケーションイベント、12月にネイティブによる英会話を交えたクリスマスイベントも年齢に応じた内容で開催し、過ごしやすい居場所の運営に努めた。また、3月には中学生・高校生枠でマネーセミナーイベントを開催した。そのほか、フードバンク狛江とも連携をし、学習の節目に子どもたちにお菓子を提供していただいた。	学習支援：50回開催 延べ受講者：30人 季節のイベント：4回	引き続き、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	子どもに対する学習支援事業の実施					
福祉相談課	生活困窮者自立相談支援事業	子どもの学習・生活支援事業の実施					
子ども若者政策課	青少年・若者支援事業	子ども・若者の居場所事業（学習支援事業）実施					
	ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭等学習支援事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-1	児童発達支援センターの支援体制の強化 ＜条例該当箇所＞ 第15条（子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり）

令和11年度までの取組

児童発達支援センターの機能を充実させるとともに、児童発達支援センターが市の発達支援の中核的な役割を担うことで、子どもの発達に不安を感じている保護者に切れ目のない支援を提供し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の強化を図ります。
計画相談等の相談支援、通所支援、保育所等訪問支援などの事業を実施するとともに、「あいとぴあ子ども発達教室“ぱる”」と連携しながら、早期療育が必要な子どもや保護者を支援します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども発達支援課	児童発達支援センターでは、子どもの発達や障がいに関する一般相談及び児童福祉法内事業、法外事業等の児童発達支援サービス等に関する計画相談を受け付け、支援を必要とする子どもの早期療育に結び付けた。 心身の発達やコミュニケーションなどに課題があり、環境への適応が難しい子どもを対象に、児童発達支援センターで週5日通所クラス（定員14人）、並行通所クラス（定員24人）、外来集団クラス（定員親子8組）、外来個別訓練クラス（定員なし）等の児童発達支援事業を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談を実施するほか、保護者からの依頼に基づき保育園等に出向き、スタッフ等に集団適応のための環境や活動の手順の指導を行う保育所等訪問支援を実施した。 児童発達支援センターに通う保護者向けに子どもへの向き合い方を学ぶペアレント講座（参加者7人）を、市民や支援者向けに障がい児理解や支援方法の研修会を実施した。 ぱるの連絡会を月1回実施し、情報共有を図った。	児童発達支援事業等を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談の件数：延べ1,259件 児童発達支援センターで週5日通所クラス（定員14人）、並行通所クラス（定員24人）、外来集団クラス（定員親子8組）、外来個別訓練クラス（定員なし）等の児童発達支援事業を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談（1,259件）を実施した。 児童発達支援センターとぱると市の連絡会を12回実施した。	引き続き、児童発達支援センターの機能を充実させるとともに、児童発達支援センターが市の発達支援の中核的な役割を担うことで、子どもの発達に不安を感じている保護者に切れ目のない支援を提供し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の強化を図る。 計画相談等の相談支援、通所支援、保育所等訪問支援などの事業を実施するとともに、「あいとぴあ子ども発達教室“ぱる”」と連携しながら、早期療育が必要な子どもや保護者を支援する。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども発達支援課	障がい児支援事業	児童発達支援センターの体制整備・機能強化					
		相談支援、通所支援、保育所等訪問支援等の実施					
		あいとぴあ子ども発達教室“ぱる”との連携会議の定期的な実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-2	地域療育システムの構築、運用 ＜条例該当箇所＞

令和11年度までの取組

児童発達支援センターの体制整備・機能を強化し、巡回相談や保育所等訪問支援の実施等を通して、児童発達支援センターを中心とした関係機関とのネットワークをはじめとした療育体制の構築、運用に取り組みます。また、乳幼児健康診査、心理相談、ことばの相談、発達健康診査を実施し、子どもの状況に応じた支援を実施するとともに、各事業から必要に応じて児童発達支援センターへつなぎ、適切な相談へとつなげます。

教育支援センターにおいても、専門教育相談員による発達の相談や保護者相談、学校相談のほか、就学前の子どもを対象とした就学支援シートの作成を通じて、就学後の学校生活を支援します。

さらに、障がい児通所支援等を利用する子どもの保護者に対して「レインボーファイル」の配布を進めます。

小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を年間複数回実施し、継続して児童・生徒を観察することで適切な指導につなげます。二次障がいの未然防止のため、生活指導主任や中学校不登校対応巡回教員との連携が図られるよう指導・助言を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
福祉相談課	こまえ子育てネットにおいて、狛江市版サポートブック「レインボーファイル」データを継続して掲載し、必要に応じて保護者がダウンロードして活用できるよう、環境を整えている。また希望に応じて、クリアファイル付きの印刷版のレインボーファイルを配布した。	レインボーファイルの活用を通じ、保護者が子どもの成長を記録し、子どもに関わる支援機関との連携をスムーズに行う一助となった。	こまえ子育てネットで掲載及び配布を継続するともに、必要に応じてより適したファイルとするため、掲載内容の精査を行っていく。
子ども家庭課	乳幼児健康診査、心理相談（令和7年度24回：延べ96人、令和6年度27回：延べ128人。）、ことばの相談（令和7年度6回：延べ12人、令和6年度6回：延べ29人。）、発達健康診査（令和7年度11回：延べ26人、令和6年度12回：延べ22人。）を実施し、子どもの状況に応じた支援を実施した。各事業より、必要に応じて児童発達支援センターを案内し、適切な相談へとつなげた。	乳幼児健康診査、心理相談（令和7年度24回：延べ96人）、ことばの相談（令和7年度6回：延べ12人）、発達健康診査（令和7年度11回：延べ26人）を実施した。	乳幼児健康診査、心理相談、ことばの相談、発達健康診査を実施し、子どもの状況に応じた支援を実施
子ども発達支援課	児童発達支援センターでは、子どもの発達や障がいに関する一般相談及び児童福祉法内事業、法外事業等の児童発達支援サービス等に関する計画相談を受け付け、支援を必要とする子どもの早期療育に結び付けた。（再掲：1-4-1） 心身の発達やコミュニケーションなどに課題があり、環境への適応が難しい子どもを対象に、児童発達支援センターで週5日通所クラス（定員14人）、並行通所クラス（定員24人）、外来集団クラス（定員親子8組）、外来個別訓練クラス（定員なし）等の児童発達支援事業を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談を実施するほか、保護者からの依頼に基づき保育園等に出向き、スタッフ等に集団適応のための環境や活動の手順の指導を行う保育所等訪問支援を実施した。（再掲：1-4-1） 児童発達支援センターに通う保護者向けに子どもへの向き合い方を学ぶペアレント講座（参加者7人）を、市民や支援者向けに障がい児理解や支援方法の研修会を実施した。（再掲：1-4-1） 狛江市内の保育園、幼稚園、認定こども園等の児童施設41施設に心理士、作業療法士、言語聴覚士等の資格を持つ専門家が保育士、職員等に対し発達に課題がある又は問題行動のある子どもとの関わり方や環境への配慮方法等の助言を行い、障がい児への理解、対応方法のスキルアップを図った。 心身の発達等に支援が必要な子どもを支援するために、障がい特性や関わり方を学び、地域で支える人材を育成する発達サポーター育成講座を実施した。	児童発達支援事業等を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談の件数：延べ1,259件（再掲：1-4-1） 児童発達支援センターで週5日通所クラス（定員14人）、並行通所クラス（定員24人）、外来集団クラス（定員親子8組）、外来個別訓練クラス（定員なし）等の児童発達支援事業を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談（1,259件）を実施した。（再掲：1-4-1） 巡回相談件数：延べ140回訪問 発達サポーター育成講座：参加者数：延べ339人	引き続き、児童発達支援センターの体制整備・機能を強化し、保育所等訪問支援の実施等を通して、児童発達支援センターを中心とした関係機関とのネットワークをはじめとした療育体制の構築、運用に取り組む。 専門家が保育士、職員等に対し発達に課題がある又は問題行動のある子どもとの関わり方や環境への配慮方法等の助言を行い、障がい児への理解、対応方法のスキルアップを図る。

教育支援課	教育支援センターでは、心理士、言語聴覚士、社会福祉士等の資格を持つ専門職を配置し、保護者や児童・生徒本人からのいじめ、不登校等に対する教育相談や、ことばや発達に対する相談に対応するとともに、子どもの悩みや課題を受け止め、関係機関と連携しながら適切な社会資源等につなぐなど解決や支援へ結びつけることができた。(再掲:1-2-3) 学校からの要請により、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒に対し、医師や作業療法士等の専門家が学校を巡回しながら行動観察を行い、今後の指導方針等を助言等をする巡回相談を実施し、教員の指導力のスキルアップにつなげた。(再掲:1-2-3) 小学校就学にあたり不安がある保護者に対して児童の様子・留意事項など、学校に知っておいて欲しいことを、伝える方法として 「就学支援シート」を作成し、配布を行った。 保護者が子どもに適した就学及び転学先を選択できるよう、子どもの持つ力を伸ばすための環境や学習の場を保護者とともに考え、適切な就学・転学につなげた。	いじめ、不登校等に対する教育相談件数:延べ6,187件(再掲:1-2-3) ことばや発達に対する発達・ことばの相談件数:延べ946件(再掲:1-2-3) スクールソーシャルワーカーへの相談人数:実人数63人 巡回相談回数:小学校18回、中学校12回(再掲:1-2-3) 就学支援シート配布数:285枚、回収数:91枚 小学校就学相談件数:83件、転学相談件数63件 中学校就学相談件数:52件、転学相談件数 7件	引き続き、保護者や児童・生徒本人からのいじめ、不登校等に対する教育相談や、ことばや発達に対する相談に対応するとともに、子どもの悩みや課題を受け止め、関係機関と連携しながら適切な社会資源等につなぐなど解決や支援へ結びつける。 引き続き、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒に対し、医師や作業療法士等の専門家が学校を巡回しながら行動観察を行い、今後の指導方針等の助言等をする巡回相談を実施し、教員の指導力のスキルアップにつなげる。 引き続き、保護者が子どもに適した就学及び転学先を選択できるよう、子どもの持つ力を伸ばすための環境や学習の場を保護者とともに考え、適切な就学・転学につなげる。
指導室	生活指導主任会や特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、校内委員会における適切な指導へつなぐことができるよう指導した。中学校不登校対応巡回教員とは不登校・教育相談対策委員会において情報共有を実施した。	校内委員会の確実な開催を確認できた。不登校対応について、各校の対応を情報共有し、各学校は参考にすることができた。	継続して事業に取り組んでいく。

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉相談課	障がい児等への一貫した支援	「レインボーファイル」の配布					
子ども家庭課	母子保健事業関係費	乳幼児健康診査の実施					
		乳幼児発達健康診査の実施					
		心理相談の実施					
		ことばの相談の実施					
子ども発達支援課	障がい児支援事業	児童発達支援センターの体制整備・機能強化					
		巡回相談、保育所等訪問支援等の地域支援事業の実施					
		発達サポーターの派遣	★				
教育支援課	教育相談関係費	専門教育相談員の相談対応(相談の実施)					
	特別支援教育推進	専門家チームによる特別支援教育巡回相談の実施					
	就学相談関係費	就学支援シートの活用					
		就学相談の実施					
指導室	教育研究推進	生活指導主任会の開催					
		中学校不登校対応巡回教員との連携					
	特別支援教育推進	特別支援教育コーディネーター連絡協議会の開催					
		各学校における校内委員会の開催					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-3	関係機関との連携 ＜条例該当箇所＞

令和11年度までの取組

乳幼児健康診査や各種相談事業を実施し、発達に心配のある子どもやその保護者に対し、児童発達支援センター等の適切な相談につながるよう保健師による支援を実施するとともに、関係各課、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、幼稚園、保育園、小中学校に加え、計画相談支援事業所等、子どもの支援に関わる機関とのネットワークを強化し、支援体制の整備を進めます。
療育に関わる関係機関の連絡調整のための会議や、運動を通して発達を促す「運動療育事業」等の発達障がいの子どもを支援する事業を実施します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	乳幼児健康診査や各種相談事業を実施し、発達に心配のある子どもやその保護者に対し、児童発達支援センター等の適切な相談につながるよう保健師による支援を実施した。 また、5歳児健診について情報収集しながら実施のための検討を行った。	乳幼児健康診査や各種相談事業を実施し、発達に心配のある子どもやその保護者に対し、児童発達支援センター等の適切な相談につながるよう保健師による支援を実施	乳幼児健康診査や各種相談事業を実施し、適切な相談につながるよう保健師による支援を実施。 5歳児健診の実施に向けた検討・準備を行う。
子ども発達支援課	市内療育資源のネットワーク構築のうち、児童発達支援事業所から放課後等デイサービスへの移行時における、調整会議及び移行会議の2段階における連携体制の構築について検討するため、市内の児童発達支援事業所等と事業所連絡会を実施した。また、市内の療育資源の周知を図るため「狛江市児童発達支援・放課後等デイサービス事業所ゴウドウ説明会」を開催した。 狛江市内の保育園、幼稚園、認定こども園等の児童施設41施設に心理士、作業療法士、言語聴覚士等の資格を持つ専門家が保育士、職員等に対し発達に課題がある又は問題行動のある子どもとの関わり方や環境への配慮方法等の助言を行い、障がい児への理解、対応方法のスキルアップを図った。（再掲：1-4-2） 保育園等において、身体を動かす楽しさを体感するプログラムを提供しながら、発達障がい及び知的障がいのある園児に対し、運動有能感及び自己肯定感を高めつつ、運動における課題及び心の成長を把握し、保育士、教諭、関係者等に対し助言等を行った。	事業所連絡会を年4回実施した。 ゴウドウ説明会を7月に実施した。 巡回相談件数：延べ140回訪問 運動療育事業：私立幼稚園1園、公立保育園4園で実施	引き続き、事業者連絡会を実施するとともにゴウドウ説明会も実施する。 専門家が保育士、職員等に対し発達に課題がある又は問題行動のある子どもとの関わり方や環境への配慮方法等の助言を行い、障がい児への理解、対応方法のスキルアップを図る。（再掲：1-4-2） 保育園等において、身体を動かす楽しさを体感するプログラムを提供しながら、発達障がい及び知的障がいのある園児に対し、運動有能感及び自己肯定感を高めつつ、運動における課題及び心の成長を把握し、保育士、教諭、関係者等に対し助言等を行った。 引き続き、発達障がい及び知的障がいのある園児に対し、運動有能感及び自己肯定感を高めつつ、運動における課題及び心の成長を把握し、保育士、教諭、関係者等に対し助言等を行なう。

教育支援課	狛江市児童発達支援センターの運営に関する規則第13条に基づき、児童発達支援センター運営会議に教育支援センター長が参加し、教育の見地から専門的なアドバイスを行った。 体育授業指導者が、サッカー系のボール運動・ゲームを通して専門的な立場から指導を行うことにより、特別支援学級在籍児童・生徒の運動機能の向上を図った。	狛江市児童発達支援センター運営会議参加：2回 特別支援学級体育授業指導：小学校2回、中学校3回	児童発達支援センターの事業運営にセンターを利用する子どもの保護者その他の関係者等の意見を反映させるとともに、関係機関との必要な協力体制を整備し、意見交換を行う。 引き続き、ボール運動・ゲームを通して専門的な立場から指導を行うことにより、特別支援学級在籍児童・生徒の運動機能の向上を図る。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	乳幼児健康診査の実施					
		乳幼児発達健康診査の実施					
		保健師による個別支援の実施					
		5歳児健診の実施に向けた検討・準備	★				
		5歳児健診の実施			★		
子ども発達支援課	障がい児支援事業	児童発達支援等事業者連絡会の実施					
		幼稚園・保育園への心理士等の派遣（巡回相談）の実施					
		保育園等で運動療育の実施					
教育支援課	教育支援センター関係費	児童発達支援センター運営会議への参画					
	特別支援学級維持管理費	特別支援学級への体育授業指導者派遣（小・中）					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-4	相談事業の充実

＜条例該当箇所＞
第18条（相談体制）

令和11年度までの取組

子どもの発育・発達について、相談内容に応じた情報の提供や各種サービスの調整等を行います。
子どもの発育等については、育児相談事業等、専門職が相談を受け付けるほか、幼稚園・保育園への巡回指導、保護者向けの講演会を実施します。
また、早期療育が必要な子どもに対しての医療相談や、保護者が子どもとの向き合い方を学ぶペアレントトレーニングを実施し、発達段階に応じた相談支援を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	育児相談事業を実施した（令和7年度延べ108人、令和6年度延べ215人）ほか、随時、専門職による電話相談を実施した。また、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うため、子ども家庭センターをあいとぴあセンターに設置し切れ目のない支援を行った。	育児相談事業を実施（令和7年度延べ108人）	育児相談事業等、専門職が相談を受け、発達や特性に応じた支援を関係機関と連携をしながら実施した。
子ども発達支援課	児童発達支援センターでは、子どもの発達や障がいに関する一般相談及び児童福祉法内事業、法外事業等の児童発達支援サービス等に関する計画相談を受け付け、支援を必要とする子どもの早期療育に結び付けた。（再掲：1-4-1） 心身の発達やコミュニケーションなどに課題があり、環境への適応が難しい子どもを対象に、児童発達支援センターで週5日通所クラス（定員14人）、並行通所クラス（定員24人）、外来集団クラス（定員親子8組）、外来個別訓練クラス（定員なし）等の児童発達支援事業を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談を実施するほか、保護者からの依頼に基づき保育園等に出向き、スタッフ等に集団適応のための環境や活動の手順の指導を行う保育所等訪問支援を実施した。（再掲：1-4-1） 児童発達支援センターに通う保護者向けに子どもへの向き合い方を学ぶペアレント講座（参加者7人）を、市民や支援者向けに障がい児理解や支援方法の研修会を実施した。（再掲：1-4-1） 狛江市内の保育園、幼稚園、認定こども園等の児童施設41施設に心理士、作業療法士、言語聴覚士等の資格を持つ専門家が保育士、職員等に対し発達に課題がある又は問題行動のある子どもとの関わり方や環境への配慮方法等の助言を行い、障がい児への理解、対応方法のスキルアップを図った。（再掲：1-4-2）	児童発達支援事業等を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談の件数：延べ1,259件（再掲：1-4-1） 児童発達支援センターで週5日通所クラス（定員14人）、並行通所クラス（定員24人）、外来集団クラス（定員親子8組）、外来個別訓練クラス（定員なし）等の児童発達支援事業を利用するための相談支援や発達に関する専門的な相談（1,259件）を実施した。（再掲：1-4-1） 巡回相談件数：延べ140回訪問（再掲：1-4-2）	引き続き、児童発達支援センターの体制整備・機能を強化し、保育所等訪問支援の実施等を通して、児童発達支援センターを中心とした関係機関とのネットワークをはじめとした療育体制の構築、運用に取り組む。（再掲：1-4-2） 専門家が保育士、職員等に対し発達に課題がある又は問題行動のある子どもとの関わり方や環境への配慮方法等の助言を行い、障がい児への理解、対応方法のスキルアップを図る。（再掲：1-4-2）

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	育児相談の実施					
		保健師による個別支援の実施					
子ども発達支援課	障がい児支援事業	児童発達支援センターの体制整備・機能強化					
		児童発達支援センターによる地域支援事業の実施					
		幼稚園・保育園への心理士等の派遣（巡回相談）の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-5	乳幼児発達健康診査の充実

＜条例該当箇所＞

令和11年度までの取組

乳幼児健康診査等において発達の遅れが心配される乳幼児に対し、発達に重点を置いた健康診査を行い、障がいの早期発見・早期療育を図ります。
健康診査で気になる子どもは、「いるかグループ」等でフォローアップするとともに、各種相談をはじめ、サービスや医療機関情報を提供するほか、療育が必要な場合は、児童発達支援センターや子ども発達相談（療育相談）につなげていきます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	乳幼児健康診査の結果、発達に心配のある乳幼児に対し、発達健康診査（令和7年度11回：延べ26人、令和6年度12回：延べ22人。）や心理相談（令和7年度24回：延べ96人、令和6年度27回：延べ128人。）等を実施した。心理経過観察グループのいるかグループ（令和7年度24 回：延べ109人、令和6年度24回：延べ81人、令和5年度24回：延べ101人。）を実施した。引き続き、乳幼児健診や療育相談、教育機関から繋がった児童に対し、各種相談をはじめ、サービスや医療機関情報を提供するほか、児童発達支援センターとの連携を図り実施した。	発達健康診査（令和7年度11回：延べ26人）や心理相談（令和7年度24回：延べ96人）等を実施した。心理経過観察グループのいるかグループを実施（令和7年度24 回：延べ109人）	発達健康診査を行い、早期発見・早期療育を図るとともに、心理経過観察グループ等でフォローするとともに、必要に応じて各機関につなぐ

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	乳幼児発達健康診査の実施					
		いるかグループの運営					
		心理相談の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-6	保育園・学童クラブ等における障がいのある子ども及び医療的ケア児の受入れの推進 ＜条例該当箇所＞

令和11年度までの取組

保育園、学童クラブ、放課後子ども教室（KoKoA）への障がいのある子どもの受入体制の強化に取り組むとともに、医療的ケア児の受入れに向けた課題の整理を行い、対応できる施設を増やし小学校と連携した支援体制の強化に取り組んでいきます。
保育園では、すべてのクラスで集団保育が可能な中程度以下の障がい児保育を実施します。
放課後子ども教室（KoKoA）では、特別支援学級の児童の相談に応じた受入れや各児童に合わせた見守りを行うほか、学童クラブでは、施設側の体制を調整した上で障がいのある子どもや医療的ケア児の受入れを行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
児童育成課	医療的ケア児1人を受け入れ保育を行った。学童クラブ職員向けに「医療的ケア児の理解と支援」研修を1回行った（学童クラブ職員17人が参加）。	医療的ケア児の受入れについての理解を深めることができた。	引き続き、医療的ケア児を含む配慮を要する児童について、関係機関との連携を図りながら、個々の児童の状況に応じた適切な支援及び安全な受入れ体制の確保に取り組む。
	引き続き、医療的ケア児1人を受け入れ保育を行った。	引き続き、看護師（任期付職員）を配置し、適切な医療的ケアに関する体制を整備した。	
教育支援課	日常生活において医療的ケアが必要な児童2人に対して、合理的配慮の下で安心して学校に通えるよう専門的な知識や技術を有する看護師の派遣を行い必要な医療的ケアを行った。	看護師派遣回数：小学校延べ435回	引き続き、日常生活において医療的ケアが必要な児童・生徒に対して、合理的配慮の下で安心して学校に通えるよう専門的な知識や技術を有する看護師の派遣を行い必要な医療的ケアを行う。また、医療的ケアが必要な児童の情報を事前に入手し、就学相談を勧めるとともに、合理的配慮の下、可能な限り受入れを検討し、円滑に学校生活がスタートできるよう準備等を行っていく。就学後は、看護師を在籍校へ派遣する等、円滑な学校生活が送れる体制の整備を図るとともに、医療的ケアの内容によっては、成長過程に応じて子ども自らが医療的ケアを行えるよう学校及び家庭と連携を図っていく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成課	学童保育所維持管理費・小学生クラブ・放課後クラブ・こどもクラブ	障がい児及び医療的ケア児保育の実施					
		障がい児及び医療的ケア児に関する職員の知識向上及び受入れ体制の整備					
	保育所等児童運営費・保育園維持管理費	障がい児及び医療的ケア児保育の実施					
		障がい児及び医療的ケア児に関する職員の知識向上及び受入れ体制の整備					
教育支援課	医療的ケア児支援事業	学校への看護師の派遣					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-7	就学相談等の実施

＜条例該当箇所＞
第18条（相談体制）

令和11年度までの取組

適切な就学に向けて、教育や医療、保健、福祉等の関係機関が連携を図り、発達に課題のある子どもへの就学相談を実施するとともに、各関係機関と連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況に合わせた就学先につなげます。
また、子どもが持っている力を伸ばすために、個々の状態に応じて、どのような環境や学習が必要かを保護者とともに考え、保護者が子どもに適した就学先を選べるよう相談事業を実施します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
教育支援課	保護者が子どもに適した就学及び転学先を選択できるよう、子どもの持つ力を伸ばすための環境や学習の場を保護者とともに考え、適切な就学・転学につなげた。 就学支援委員会で就学相談に申し込んだ児童・生徒の就学先決定にあたって、専門的な立場から審議を行い適正な就学先を判定した。	小学校就学相談件数：83件、転学相談件数63件 中学校就学相談件数：52件、転学相談件数 7件 就学支援委員会開催数：10回	引き続き、保護者が子どもに適した就学及び転学先を選択できるよう、子どもの持つ力を伸ばすための環境や学習の場を保護者とともに考え、適切な就学・転学につなげる。 就学相談に申し込んだ児童・生徒の就学先決定にあたって、専門的な立場から審議を行い適正な就学先を決定する。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育支援課	就学相談関係費	就学相談の実施					
		定期的な就学支援委員会の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-8	特別支援教育の推進 ＜条例該当箇所＞

令和11年度までの取組

狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会、特別支援学級・教室代表者会、特別支援教育悉皆研修会を開催し、特別支援教育における成果と課題の収集と、ニーズに応じた研修会を実施することで、各種特別支援教育に係る理解と実践力を高めるなど、質的向上を図ります。また、小中学校へ巡回相談専門家チームを派遣することで、学校内の指導体制の充実を図ります。

特別支援学級や特別支援教室の適切な運営を行うほか、就学した児童・生徒が円滑に学校生活を送り、必要な指導を受けるための学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、それに基づいた支援を行います。療育機関や福祉施設をはじめとした特別支援教育に関係する機関や家庭との連携を深め、子どもの状況に応じた学びを支援します。

各小中学校で校内委員会を年間複数回実施し、支援の必要な児童・生徒の情報を共有し、適切な指導につなげます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
教育支援課	特別支援学級及び通常学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒に対し、移動や身辺の介助、指導の補助等を行う支援員を配置し、安全で安定した学校生活及び保護者の負担軽減につなげた。 学校からの要請により、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒に対し、医師や作業療法士等の専門家が学校を巡回しながら行動観察を行い、今後の指導方針等を助言等をする巡回相談を実施し、教員の指導力のスキルアップにつなげた。（再掲：1-2-3）	特別支援教育支援員：9人配置 巡回相談回数：小学校18回、中学校12回	引き続き、身体介助等の支援を必要とする児童生徒に対し、移動や身辺の介助、指導の補助等を行う支援員を配置し、安全で安定した学校生活及び保護者の負担軽減につなげる。 引き続き、通常学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒に対し、医師や作業療法士等の専門家が学校を巡回しながら行動観察を行い、今後の指導方針等を助言等をする巡回相談を実施し、教員の指導力のスキルアップにつなげる。
指導室	地域特別支援教育推進連絡協議会、特別支援学級・教室代表者会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会、各校における校内委員会、特別支援教育悉皆研修会を開催し、特別な支援が必要な児童・生徒への指導が高まるよう研修を深めたり、情報を共有したりした。	特に特別支援教育悉皆研修会は市内全教員が対象となり、特別な支援が必要な児童・生徒への具体的な指導を高めることができた。	継続して事業に取り組んでいく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育支援課	特別支援教育推進	子どもの状況や障がい特性に応じた支援					
		専門家チームによる特別支援教育巡回相談					
指導室	特別支援教育推進	地域特別支援教育推進連絡協議会の開催					
		特別支援学級・教室代表者会の開催					
		特別支援教育コーディネーター連絡協議会の開催					
		各学校における校内委員会の開催					
	教育研究推進	特別支援教育悉皆研修会の開催					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-1	産前・産後の支援
施策・事業	2-1-1	妊娠前後の支援の充実

＜条例該当箇所＞
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

妊婦面談事業（ゆりかご狛江）により、妊娠期から保健師と関わりを持つことで、出産後までのサポートを提供し、母子の心身の健康などに寄与します。また、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付金により、伴走型相談支援と経済的支援を行い、妊娠期には妊娠8か月アンケートを実施することで、出産を間近に控えた妊婦に関わる機会を創出し、切れ目のない支援を図ります。

妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率低下を図るとともに、流産・早産、妊娠高血圧症候群、胎児の発育遅延等の母と子の障がいを予防するため、妊婦健診受診票により14回までの妊婦健診費用の助成を行います。都外医療機関で妊婦健診を受け、妊婦健診受診票を使用できなかった妊婦に対して、受診費の助成も行います。また、多胎妊婦健康診査費用（14回に加えて5回まで）、生活保護受給者等の初回産科受診費用の助成を行い、安心して妊娠出産できる支援を実施します。

妊活や妊娠、不妊治療等の相談内容に応じて、専門家チームにオンラインで相談できる妊活オンライン相談事業を実施します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	令和7年度は、529件（対面517件、オンライン12件）、令和6年度は、457件（対面450件、オンライン6件、訪問1件）の妊婦面談事業（ゆりかご狛江）を実施した。利用率向上、育児支援として、面談を利用した妊婦に、育児パッケージ（こども商品券1万円分）を配布し、面談の利用率の向上に努めた。なお、令和7年4月から出産・子育て応援交付金事業から妊婦のための支援給付金に移行し、これらの事業を活用し、効果的な面談の実施につなげた。面談の結果、支援が必要な妊婦には地区担当保健師がフォローし、必要に応じて関係機関につなげ、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施することで、相談機関を身近に感じ、利用しやすいサービスの提供に努めた。面接の利用しやすさを検討し、急な入院や早めの里帰りなど、妊娠中のマイナートラブル時の対応が課題であったため、オンライン面談も活用した。なお、妊娠8か月アンケートを実施することとし、出産をより具体的に考える時期の相談の機会を設ける準備をした。また、妊婦健康診査の実施・妊婦健康診査費用助成金の給付を実施。これに加え、多胎妊婦健康診査助成金事業及び生活保護受給者等への初回産科受診費用助成金事業を実施したが実績はなかった。 妊活オンライン相談を実施し、妊活や妊娠、不妊治療等に関する相談に応じた。（令和7年度登録者数118人、相談実績156人）	妊婦面談事業（ゆりかご狛江）529件（対面517件、オンライン12件）。面談を利用した妊婦に、育児パッケージ（こども商品券1万円分）を配布。妊娠8か月アンケートの実施	妊婦面談事業（ゆりかご狛江）をはじめとした安心して妊娠出産できる支援を実施していく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	ゆりかご狛江（妊婦面談）の実施					
		妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付の実施	★				
		妊婦健康診査の実施・妊婦健康診査費用助成金の給付					
		多胎妊婦健康診査助成金の給付					
		初回産科受診費用助成金の給付					
		妊活オンライン相談の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-1	産前・産後の支援
施策・事業	2-1-2	産前・産後の支援の充実

＜条例該当箇所＞
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

産前・産後の家庭に家事や育児の援助などを行う育児支援ヘルパーを派遣することにより、母親の精神的・身体的負担の軽減を図ります。事業の実施に当たっては、こまえ子育てねっと、子育てガイドブックへの情報掲載や、子ども家庭支援センター、市役所窓口へのチラシ設置等広く情報がいきわたるよう事業の周知をします。

出産後、育児等に不安を抱える母親に対して、心身のケアや子育てに関する相談や指導を行い、出産後の母親に係る様々な負担の軽減を図る産後ケア事業を実施します。市内に産後ケアが実施できる施設が少ないため、適切なサービス提供ができるよう引き続き検討を進めます。

多胎児家庭の育児不安や育児等における負担軽減に向けた支援のため、多胎児を育てる母親・父親や妊産婦のための交流会「わいわいキッズ」を引き続き実施するほか、育児支援ヘルパー事業の多胎児の利用についても利用促進に向けて周知を行うとともに、支援の充実に取り組みます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	産後ケア事業について、実施事業所と情報共有をしながら、利用申請355件（令和6年度221件）、利用延べデイ179件、宿泊型179件（令和6年度デイ183件、宿泊型120件）であった。母子バックに同封するほか、市ホームページやゆりかご面談、赤ちゃん訪問等の場で周知を図った。 多胎児家庭交流会「わいわいキッズ」を年2回実施し、14組の参加があった。令和5年度より、妊婦健康診査の受診回数が多くなることが予測される多胎妊婦に対し、既存の14回に加え、追加で5回までの助成を実施しているが、実績はなかった。引き続き助成を行っていく。多胎児移動支援については、償還申請方法から「わいわいキッズ」参加者に対し、タクシーに使用できるこども商品券の配布方法に変更し、利用を促したため、29件の申請があった（令和6年度4件）。	産後ケア事業の利用申請355件（利用延べデイ179件、宿泊型179件） 多胎児家庭交流会「わいわいキッズ」年2回14組。多胎児移動支援申請件数29件	産後ケア事業について、デイと宿泊型に加え、アウトリーチ事業を実施する。 多胎児家庭支援の実施
子ども発達支援課	子育てを行う家庭の負担を軽減するため、子ども家庭在宅サービス（一時保育、ショートステイ、育児支援ヘルパー）を行った。	一時保育：延べ105件（令和6年度：延べ85件） ショートステイ：延べ45件（令和6年度：延べ113件） 育児支援ヘルパー：延べ322件（令和6年度：延べ252件）	育児支援ヘルパーについて、電子申請での受付を行い利用者の拡大を図る。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	産後ケアの実施	★				
		わいわいキッズの開催					
		多胎児移動支援の実施	見直し				
子ども発達支援課	子ども家庭在宅サービス事業費	子ども家庭在宅サービス（育児支援ヘルパー派遣）の提供・周知	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-1	産前・産後の支援
施策・事業	2-1-3	専門職による相談・訪問指導の実施

＜条例該当箇所＞
第18条（相談体制）
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

育児や栄養、運動などについて、子どもの健康な生活習慣の確立と育児不安の解消のため、保健師や心理士等の専門職が育児相談を実施します。妊娠期から産後の育児を通し、不安やストレスを感じている妊婦や母親を対象に「ママの気持ち」相談を行います。
また、すこやか訪問指導（妊産婦・新生児）とその前後で必要とされる事業として、妊産婦と乳幼児の家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や保育の相談、母乳指導等を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	育児相談（令和7年度延べ108人、令和6年度延べ215人）、ママの気持ちの相談（令和7年度17回：延べ37人、令和6年度18回：延べ46人。）等の相談事業を実施した。令和6年4月より、子ども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目のない支援に努めた。妊娠期には妊娠8か月アンケートを実施し、出産をより具体的に考える時期の相談の機会を設けている。	保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士といった専門職に気軽に相談できる事業を実施し、育児不安の軽減に努め、必要に応じて適切な窓口へつなげることができた。	育児相談及びママの気持ちの相談事業を実施し、不安やストレスを感じている妊婦や母親の支援を行う。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	育児相談の実施					
		ママの気持ち相談の実施					
		すこやか訪問指導の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-2	子どもの健やかな成長に向けた支援
施策・事業	2-2-1	子育て・教育支援複合施設の運営 <条例該当箇所> 第19条(子育て家庭等への支援)

令和11年度までの取組

子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが、センターごとに子育て家庭への適切な相談対応を行うだけでなく、3センター連携会議や、各センター内の情報共有の仕組みを検証しつつ、子育て・教育支援システムの効率的な運用を検討する等、各センター間の密な連携を通して、子どもの健やかな発達を支援します。また、こども家庭センターをはじめとした関係機関との円滑な情報共有を積極的に行うとともに、必要に応じて専門的な知見を有するアドバイザーから助言をいただきながら、切れ目のない支援を実現するため市の子育ての中枢機関となるような運営を進めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、こども家庭センターの4センターが連携会議や、各センター内の情報共有をしつつ、各センター間の密な連携を行った。 子ども・福祉・教育の分野をまたいだ子育て・教育支援複合施設及びこども家庭センター等における情報を一元管理し、有機的に連携させることで、子どもを中心とした連続性のあるシームレスな支援体制を構築するための子ども総合相談システム導入に向け、子ども総合相談システムの導入に必要な機器の調達、システム構築事業者の選定・契約、システムの要件定義を行い、令和8年度の子ども総合相談システムの構築に必要な準備を行った。	4センター会議を12回行い、各センターでの課題等を共有した。 令和7年度は、子ども総合相談システムの導入に必要な機器の調達、システム構築事業者の選定・契約、システムの要件定義を行った。	各センター間の密な連携を行い切れ目のない支援体制を構築する。 子ども・福祉・教育の分野をまたいだ子育て・教育支援複合施設及びこども家庭センター等における情報を一元管理し、有機的に連携させることで、子どもを中心とした連続性のあるシームレスな支援体制を構築する。
教育支援課	子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、こども家庭センターの4センターが連携会議や、各センター内の情報共有をしつつ、各センター間の密な連携を行った。 子ども・福祉・教育の分野をまたいだ子育て・教育支援複合施設及びこども家庭センター等における情報を一元管理し、有機的に連携させることで、子どもを中心とした連続性のあるシームレスな支援体制を構築するための子ども総合相談システム導入に向け、子ども総合相談システムの導入に必要な機器の調達、システム構築事業者の選定・契約、システムの要件定義を行い、令和8年度の子ども総合相談システムの構築に必要な準備を行った。	4センター会議を12回行い、各センターでの課題等を共有した。 令和7年度は、子ども総合相談システムの導入に必要な機器の調達、システム構築事業者の選定・契約、システムの要件定義を行った。	各センター間の密な連携を行い切れ目のない支援体制を構築する。 子ども・福祉・教育の分野をまたいだ子育て・教育支援複合施設及びこども家庭センター等における情報を一元管理し、有機的に連携させることで、子どもを中心とした連続性のあるシームレスな支援体制を構築する。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども発達支援課	子育て・教育支援複合施設関係費	4センター連携会議の定期的な実施					
		シームレスな支援体制システムの導入に向けた検討・準備	★				
		シームレスな支援体制システムの運用			★		
教育支援課	教育支援センター関係費	4センター連携会議の定期的な実施					
		シームレスな支援体制システムの導入に向けた検討・準備	★				
		シームレスな支援体制システムの運用			★		

※4センター…3センター(子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター)にこども家庭センターを加えたもの。

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-2	子どもの健やかな成長に向けた支援
施策・事業	2-2-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実

＜条例該当箇所＞
第13条（虐待の防止）
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

生後4か月以内の乳児のいる家庭を訪問して、「エジンバラ産後うつ病質問票」の活用等で、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等や必要な助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげます。（こんにちは赤ちゃん事業）

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	こんにちは赤ちゃん事業を実施した。（令和7年度502件（対象家庭数504件）令和6年度470件（対象家庭数469件））。妊婦面談での情報を訪問指導員に申し送り、妊娠期からの課題を共有し、適切なサービスの情報提供等を行った。令和7年度からは妊婦のための支援給付を実施し、訪問時に事業を案内することを通じ、訪問実施率の向上に活用した。里帰り等で訪問できない家庭には、里帰り先で訪問を受けられるよう自治体間での調整を行った。なお、訪問に至らなかった家庭については、その状況把握に努め、連絡が取れない家庭については、3～4か月健康診査での確認や、子ども家庭支援センターと連携し対応している。 また、産後の母親に対して効果的な支援を行うことを目的として、エジンバラ産後うつ病質問票（産後うつ病のリスク度の判定に役立つ）を活用している。 スタッフのスキルアップのため、訪問指導員研修を2回実施し（小児科医師による子どもの発達面の講義と実技、精神科医師による周産期メンタルヘルスの基礎知識と支援のポイントに関する講義）、能力向上に努めた。	こんにちは赤ちゃん事業（令和7年度502件（対象家庭数504件）。訪問指導員研修を2回実施	こんにちは赤ちゃん事業の実施。エジンバラ産後うつ病質問票を活用を活用するほか、従事者のスキルアップを行い、効果的な支援を実施する。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	こんにちは赤ちゃん事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-3	幼児教育の振興と保育における質の向上
施策・事業	2-3-5	一時保育(一時預かり)、延長保育等の充実 ＜条例該当箇所＞ 第19条(子育て家庭等への支援)

令和11年度までの取組

家庭における育児疲れの解消やリフレッシュ、急病や断続的勤務・短時間勤務などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育(一時預かり)を実施します。認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターにて実施し、ニーズに対応できるよう充実を図ります。
また、ベビーシッター利用に当たり、利用料の一部を助成することで、保護者負担の軽減を図ります。
保護者の就労時間等で対応できるよう認可保育園、私立認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業所)で延長保育を実施します。
さらに、幼稚園に通園する子どもを持つ保護者の子育てを支援するため、全幼稚園で預かり保育を実施するほか、未就園児対象の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を引き続き実施します。
国において令和8年度から本格実施される予定である「こども誰でも通園制度」について導入に向けた検討を進めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども発達支援課	子育てを行う家庭の負担を軽減するため、子ども家庭在宅サービス(一時保育)を行った。 市民が主体的に行う一時保育等の育児に関する相互援助活動に対して、その活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施した。利用会員数を増やすため広報活動を行った。 子育てを行う家庭の負担を軽減するため、子ども家庭支援センターで一時預かりを行った。	一時保育:延べ105件 ファミリー・サポート・センター利用会員数:1,014人、サポート会員数224人、両方会員数13人 ① ポスター: 狛江市内掲示板等(サポート会員募集ポスター 年 4 回) ② チラシ: 事業内容、説明会・講習会日程・交流会スケジュール(年3 回程度発行) 設置場所: 市役所、各地域センター、和泉児童館、岩戸児童センター、ひだまりセンター ③ 出産前後の母親に対する普及活動(狛江市健康推進課と連携) 母子手帳配布時にパンフレット. チラシを配布 (5)「ふぁみさぽ通信」の発行 (年2回) 子ども家庭支援センターで一時預かり利用者数:延べ892人	引き続き、子育てを行う家庭の負担を軽減するため、子ども家庭在宅サービス(一時保育)を行う。 引き続き、ファミリー・サポート・センター事業を実施するとともに利用会員数を増やすために広報活動、利便性向上のためのクラウドサービスを導入する。 子ども家庭支援センター一時預かりの利便性向上のためWEB予約システムを導入し、利用者の拡大を図る。

児童育成課	保護者の多様な保育ニーズに対応するため、ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援・事業者連携型)、一時預かり事業、延長保育事業を引き続き実施した。	【ベビーシッター】 (一時預かり)延べ9人 179.25H (事業者連携型)アカウント発行者数延べ16人 【一時預かり事業】 公立(駄倉保育園):延べ221人 私立(6園):延べ3,169人	引き続き、ベビーシッター利用支援事業を実施し、保護者の多様な保育ニーズへの対応及び子育てと就労の両立支援を図る。また、制度の周知に努めるとともに、利用状況やニーズを踏まえながら事業を実施していく。
	幼稚園における預かり保育推進事業と多様な他者との関わりの機会の創出事業を引き続き実施した。	【預かり保育】延べ61人 【多様な他者】延べ2,281人	引き続き、適切に事業を実施するとともに、利用者の増加を図る。 多様な他者との関わりの機会の創出事業については、令和8年度から誰でも通園制度の上乗せ補助事業となるため、両事業を合わせて利用推進を図る。
	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和8年4月から開始する「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」実施に向けて必要な準備や周知を行った。	一般型を4園(うち3園が幼稚園)で、余裕活用型を3園で実施することとなった。	適切に事業を実施するとともに、利用者の増加を図る。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども発達支援課	子ども家庭在宅サービス事業費	子ども家庭在宅サービス(家庭福祉員による一時保育)の提供					
	子ども家庭支援センター事業運営費	ファミリー・サポート・センター事業の実施及び会員数増加に向けた取組					
		子ども家庭支援センター一時時預かり事業の実施					
児童育成課	保育施設等利用児童保護者負担軽減	ベビーシッター利用支援事業の補助					
	保育所等児童運営費・保育園維持管理費	一時預かり事業の実施	★				
		延長保育事業の実施					
		こども誰でも通園制度の導入準備	★				
		こども誰でも通園制度の実施		★			
	私立幼稚園協会等補助	預かり保育推進事業の実施					
		多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施					
		こども誰でも通園制度の導入準備	★				
		こども誰でも通園制度の実施		★			
	私立認定こども園等運営費	一時預かり事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-3	幼児教育の振興と保育における質の向上
施策・事業	2-3-7	病児・病後児保育の充実

＜条例該当箇所＞
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

保育園等の子どもが病気などにより、各施設で受入れが困難なときに、病児保育施設において、保護者に代わって預かり、子どもの健康管理と保護者の就労を支援するほか、訪問型病児・病後児保育利用料助成事業を実施します。病児保育室については、運営事業者の担い手を確保した上で、長期的な視点に立った事業展開について検討していきます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	病児保育については、令和7年10月よりいっぽのぽっけによる病児・病後児保育を実施し、年間利用者数は延べ164人となった。また、民間のベビーシッター事業者等による訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料を助成する事業について、13人の利用があった。	令和7年10月より新たな病児保育室を開室したが、安定した運営ができており、病気・病気回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援につながっている。	引き続き安定した病児保育室の運営に努めるとともに、担い手の確保・設置に向けた取組を行う。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	病児・病後児保育	病児保育室の担い手の確保・設置	★		★		
		病児保育室の運営					
		訪問型病児・病後児保育利用料助成事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-4	放課後対策の推進
施策・事業	2-4-1	学童クラブの拡充 ＜条例該当箇所＞ 第16条(子どもの居場所づくり)

令和11年度までの取組

保護者の監護に欠ける小学生の健全な育成を支援するため、待機児対策推進本部において検討し、計画的に待機児対策を行うことで、学童クラブ(学童保育所、小学生クラブ、放課後クラブ、こどもクラブ)の充実を図ります。
また、放課後クラブについて、円滑な運営と質の確保、開所時間の延長、多様な事業メニューの提供等によるサービスの拡充とともに、待機児対策としての定員の弾力化に対応するために、狛江市放課後クラブ民営化計画をもとに民営化を進めていきます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
児童育成課	学童クラブ利用希望者の増加に対応するため、和泉小学校小学生クラブ及び猪方学童保育所において受入枠の拡充を行うなど、受入体制の確保に努めたほか、施設改修により定員を増(令和6年度:960人⇒令和7年度:1,040人　80人の増)とした。また、児童の学習環境の充実を図るため、タブレット学習に対応したWiFi環境を整備したほか、令和6年度から引き続き弁当配送サービスを実施し、長期休業期間中における保護者負担の軽減を図った。さらに、小学生クラブ及びこどもクラブを含めた放課後の居場所の提供を行い、待機児対策の推進に取り組んだ。	学童クラブ待機児童数:98人 (令和6年度:162人)	今後も、保育の質の確保に留意しながら、学童クラブの受入体制について弾力的な運用を行い、待機児童の解消に向けた取組を推進する。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成課	放課後クラブ	放課後クラブ6か所の民営化への移行による開所時間の延長等サービス拡充	★				
	学童保育所維持管理費・小学生クラブ	弾力化による計画的な待機児対策	★	★	★		
		WiFi設置による学習環境の確保及び入退室システム導入による円滑な連絡手段の確保	★				
		長期休業期間中の弁当配送サービスの実施					
	こどもクラブ	新たな民設民営の学童クラブ誘致に関する調査・研究					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-4	放課後対策の推進
施策・事業	2-4-2	放課後子ども教室事業（KoKoA）の推進 ＜条例該当箇所＞ 第16条（子どもの居場所づくり）

令和11年度までの取組

地域の人の参画を得ながらKoKoA運営委員会を中心に放課後子ども教室の充実を図ります。
また、子どもの放課後環境の改善・充実を図るため、教育委員会と連携した学校施設の有効活用や新たな施設を建設し、市内全小学校における子どもの居場所の確保に努めていきます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
児童育成課	市内全小学校において放課後子ども教室（KoKoA）を実施し、児童の安全・安心な放課後の居場所の確保を図った。各校の運営員会がそれぞれの特色を生かし、学校・地域との連携のもと、児童の興味・関心を踏まえた遊びや体験活動を実施した。また、地域人材の活用や異年齢交流の機会を通じて、放課後の活動内容の充実を図った。緑野小学校にKoKoAルームを新設し、安定した活動を行うことが可能となった。児童の学習環境の充実を図るため、市立小学校におけるタブレット学習に対応したWiFi環境を整備した。	緑野小KoKoAルーム令和7年8月より使用開始	KoKoAの安定的な運営を継続し、学校・地域との連携体制の維持に努める。あわせて、実施状況の振り返りや課題の共有を行うことで、放課後の安全・安心な居場所機能の維持・向上を図る。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成課	放課後子ども教室事業	緑野小学校KoKoA専用施設の設置	★				
		WiFi設置による学習環境の確保	★				
		子どもの居場所の確保					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備
施策・事業	2-5-1	専門性のある多様な相談体制の充実 ＜条例該当箇所＞ 第18条(相談体制)

令和11年度までの取組

子育て・教育支援複合施設内に敷居の低い相談場所として設置した総合相談窓口において、子育て家庭等の相談に対応するとともに、関係機関と連携しながら、相談者のニーズに合った支援につながるよう取り組みます。

児童館・児童センターや子ども家庭支援センター、ふらっとなんぶで実施する子育てひろばのほか、保育園や学童保育所などで、子育て中の親が気軽にいつでも相談できる場の提供や、各種プログラムへの参加から相談へつながる機会を設けるほか、電話やオンラインなどの様々な手段を用いた相談体制の確保・充実に取り組みます。

また、利用者支援事業(基本型・特定型・こども家庭センター型)を実施し、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っていくとともに、それぞれの相談員の連携の仕組みを構築し、各相談窓口の専門性の向上のため、相談員のスキルアップを図ります。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶにて子育てひろばを週4日開催し、子育て親子の交流の場を提供するとともに、子育て等に関する相談、援助等を行った。 利用者同士をつなぎ、話しやすく居心地の良い環境づくりに注力したことで、多様な世代間での子育て情報の共有が促され、課題の早期発見・早期介入や、深刻化の未然防止につながった。 相談対応では、乳幼児親子だけでなく、多様な世代、多様な相談に対応し、相談や困りごとを丁寧に聞き取り、個別のニーズに合った段階的な支援を行った。 また、他団体や関係機関とも連携をとり、柔軟な対応をとることができた。	子育てひろばを利用した保護者の数:1,322人	引き続き、子育てひろばを実施するとともに、ふらっとなんぶから離れた岩戸北地区でも出張ひろばを実施し、子育て中の親子が気軽に相談できる場を提供する。
子ども若者政策課	相談支援の複雑化、多様化、複合化する課題に対応するため、研修会等に参加することにより、専門的な知識の向上に努めた。東京都が実施する新任研修や現任研修、相談員連絡会に出席し、事例の研究や支援について情報交換を行った。	研修、連絡会等への参加により、専門的な知識の維持向上に努めた。	引き続き、研修、連絡会等への参加により、専門的な知識の維持向上に努める。
	保護者が保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談を受けるとともに、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っている。他部署とも連携し、情報共有を行うことで支援につなげている。令和7年度の相談件数は273件(令和6年度:239件)となり、オンライン相談については、うち23件(令和6年度:23件)の相談があり、来庁する時間が比較的取りにくい子育て世帯について、時間や場所に捉われない相談の場を提供することができた。	オンライン相談を引き続き実施するなど、相談環境の充実を図り、利用者の利便性向上に寄与することができた。	保護者が安心して子育てできる情報を提供できるよう、引き続き時代に即したサービスの提供を行う。
子ども家庭課	妊婦面談事業(ゆりかご狛江)(令和7年度529件、令和6年度457件)を実施した。育児相談(令和7年度延べ108人、令和6年度延べ215人)、ママの気持ちの相談(令和7年度17回:延べ37人、令和6年度18回:延べ46人。)等、随時、専門職による電話相談を実施した。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うため、あいとぴあセンターに子ども家庭センターを設置し切れ目のない支援に努めた。	妊婦面談事業(ゆりかご狛江)(令和7年度延べ529件)。育児相談(令和7年度延べ108人)、ママの気持ちの相談(令和7年度17回:延べ37人)等、随時、専門職による電話相談を実施した。	妊婦面談事業をはじめ、各種相談事業を実施し、相談員の連携を図って引き続き切れ目のない支援に努める。

子ども発達支援課	子ども家庭支援センターに総合相談窓口を設置し、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付けた。妊婦同士や妊婦と新生児の保護者とが交流できるプログラムを実施するなど、これから子どもを持つ家庭や子育て家庭同士の更なる交流の場を提供することで、利用促進に努めた。また、相談内容に応じた機関(虐待が疑われる場合は子ども家庭課、子どもの発達に係る相談の場合は児童発達支援センター等)へ引き継ぐことにより、相談者のニーズに合った支援機関に円滑につないだ。 子育てひろばの利用者数に対し、各種プログラム等を通じて、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につなげる取組を行った。	総合相談件数 ひろば:919件　総合相談窓口:128件 総合相談窓口における相談受理件数128件、うち関係機関等へつないだ件数51件 利用者支援事業三者連絡会:1回 市内子育てひろば連絡会:2回 市内 7 か所の遊び場スタンプラリーを実施 たんぽぽタイム等計19種のプログラムを実施 子育てひろば利用者数:33,441人	引き続き、総合相談窓口を設置し、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付け、相談内容に応じた機関へ引き継ぎ相談者のニーズに合った支援機関に円滑に繋ぐ。 引き続き、子育てひろばの利用者数が増加のため各種プログラム等を通じて、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につなげる取組を行う。
児童育成課	児童館において、乳幼児親子を対象とした子育て広場事業を実施し、親子の交流の場及び遊びの機会の提供を行った。また、子育てに関する相談や情報提供を通じて、子育て家庭の不安軽減及び育児支援の充実を図った。学童保育所においてもあそびの広場を実施し、子育て家庭の居場所の提供を行った。	子育てひろば 岩戸:11,955人 和泉:8,311人 こまっこ:17,555人	乳幼児親子を対象とした子育て広場事業を継続的に実施し、親子の交流機会及び居場所の提供に努めるとともに、利用者ニーズを踏まえた内容の充実を図る。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	子育てひろばの実施					
子ども若者政策課	ひとり親家庭等生活支援事業	相談員の研修及び連絡会への参加によるスキルアップ					
	一般事務費	【利用者支援事業(特定型)】保育サービスコーディネーターによる相談の実施					
子ども家庭課	母子保健事業関係費	【利用者支援事業(こども家庭センター型)】ゆりかご狛江(妊婦面談)の実施					
		ママの気持ちの相談の実施					
		育児相談の実施					
		保健師による個別支援の実施					
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	「利用者支援事業」における連携会議の実施					
		【利用者支援事業(基本型)】子ども家庭支援センターにおける相談支援及び各種プログラムの実施					
		子育てひろばの実施					
児童育成課	児童館関係費	子育てひろばの実施					
	学童保育所維持管理費	保護者が気軽に相談できる場の提供					
	保育園維持管理費	公立保育園における電話育児相談の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備
施策・事業	2-5-2	要支援世帯への訪問支援事業の充実

＜条例該当箇所＞
第15条（子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり）
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

こんにちは赤ちゃん事業等により、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業を実施することで、保健師、ヘルパー等が訪問し、子育てに関する指導、助言、サービス等を行い、当該家庭の適切な養育を推進し、虐待の予防や早期発見等につなげます。
要保護児童対策地域協議会で関係機関等と情報を共有し、必要な家庭への家庭訪問等による育児や健康に関する専門相談支援や各種サービスの情報提供、ヘルパーの派遣等の支援を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども家庭課	子育てに困難を抱える家庭には、状況に応じて家庭訪問を行い、育児や養育者の心身の健康に関する助言を行うなど相談に応じた。	子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業を実施することができたほか、関係機関との情報共有を行うことができた。	引き続き子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業を実施するほか、関係機関との情報共有を行っていく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	要保護児童対策事業	要保護児童対策地域協議会での関係機関等との情報共有					
		子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備
施策・事業	2-5-4	身近な交流の場の提供

＜条例該当箇所＞
第16条（子どもの居場所づくり）
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

児童館・児童センターや保育園等の機能のほか、民間団体等の活力を活かして、地域で子育て中の親子等の交流や子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育てひろば事業を推進するとともに、既存の地域施設の活用や多様な媒体を用いて、身近な地域で子育て中の親子等が交流し、子育てについて、誰でも気軽に情報交換のできる場づくりを進めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶにて子育てひろばを週4日開催し、子育て親子の交流の場の提供と促進を行った。 利用者同士をつなぎ、話しやすく居心地の良い環境づくりに注力したことで、多様な世代間での子育て情報の共有が促され、課題の早期発見・早期介入や、深刻化の未然防止につながった。 施設内での活動にとどまらず、支援が手薄な地域へのアウトリーチや、保健師・助産師・産婦人科との連携を図った。令和8年3月には、助産院で「プレ出張ひろば」を開催するなど、子育て親子の孤立を防ぎ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援と地域ネットワークの構築につなげた。	子育てひろばを利用した保護者の数：1,322人	引き続き、子育てひろばを実施するとともに、ふらっとなんぶから離れた岩戸北地区でも出張ひろばを実施し、身近な地域で子育て中の親子等が交流できる場を提供する。
子ども若者政策課	親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”を2回（参加者数：計12人）、ノーバディーズパーフェクトプログラムを1回（参加者：6人）、パパ向けノーバディーズパーフェクトプログラムを1回開催（参加者数：6人）し、子育て世帯の不安の解消及び交流の場を提供した。子育て講座については、第1回は対面による父と子が触れ合えるベビーマッサージの講座（参加者数：8人）、第2回はオンラインによる小学校低学年を乗り切るスキルを学ぶ講座（参加者数：7人）、第3回はオンラインによる子育て中またはパートナーが妊娠中の男性を対象とした講座（参加者数：9人）を実施した。	オンラインによる講座を多数用意することで、働く親が講座に参加できる機会を提供できたほか、父親を含めた子育てへの不安解消に寄与することができた。	今後も保護者それぞれの働き方に対応した参加しやすい講座の運営に努める。
子ども発達支援課	子育てひろばの利用者数に対し、各種プログラム等を通じて、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につなげる取組を行った。（再掲：2-5-1）	たんぽぽタイム等計19種のプログラムを実施 子育てひろば利用者数：33,441人（再掲：2-5-1）	引き続き、子育てひろばの利用者数が増加のため各種プログラム等を通じて、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につなげる取組を行う。（再掲：2-5-1）
児童育成課	施設開放を開始したが、登録団体は1団体にとどまっている。こまえ子育てねっとでの周知を行っているが、団体登録数は伸び悩んでいる。子育てひろばにおいては、子育て親子の交流の場の提供・交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供等を行った。	施設開放1団体延べ5回 子育てひろば 岩戸：11,955人 和泉：8,311人 こまっこ：17,555人	学童保育所における「あそびの広場」及び緑野小学校における部屋貸出について、利用状況を踏まえた見直しを図る。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	子育てひろばの実施					
子ども若者政策課	みんなで子育て事業	各種子育て講座の実施					
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	子育てひろばの実施					
		各種プログラムの実施					
児童育成課	放課後子ども教室事業	緑野小KoKoAルームを子育て団体へ貸し出し	★				
	保育園維持管理費	園庭開放による交流の場の提供					
	児童館関係費	子育てひろばの実施					
	学童保育所維持管理費	保護者が気軽に相談できる場の提供					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備
施策・事業	2-5-11	各種手続きのデジタル化の推進

＜条例該当箇所＞
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

各種子育てサービスについて、市民サービスの質の向上の観点からデジタル技術の活用を図り、子育て世帯のライフスタイルに合わせた手続きの簡略化等、場所や時間にとらわれないサービス提供体制の構築に向けて、各種子育てサービス手続きのデジタル化を推進していきます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課 子ども家庭課 環境政策課 教育支援課 文化スポーツ振興課 公民館	【子ども若者政策課】相談事業、委員募集、各種講座、大学生等応援給付金の申請等、市民の申込みの発生する手続きに関しては可能な限り電子申請による対応を行った。 【子ども家庭課】各種健診、給付及び助成事業、事業の申込み等について、専用フォームからの申込みを実施している。また、通知機能を活用した情報発信に母子手帳アプリを活用し、デジタル化を推進した。 【教育支援課】・利便性向上のため就学相談の申し込み方法を電話から電子申請に切り替えを行った。 【文化スポーツ振興課】ジュニアスポーツ教室、狛江スポーツフェスタ2025ともに申請にはLogoフォームを使用しており、子育て世代のライフスタイルに合わせた場所や時間にとらわれないサービス提供を行った。 【公民館】各種事業の申込みの電子化のほか、施設予約システムのリプレイスを行い、施設使用料のキャッシュレス化や団体登録のオンライン化等を行った。	【子ども若者政策課】 左記の各種申請について、28件を電子申請で対応した。 【子ども家庭課】 各種健診、給付及び助成事業、事業の申込み等について、専用フォームからの申込みを実施。母子手帳アプリを活用した情報発信等 【教育支援課】 LoGoフォームで申請を可能とした。 【文化スポーツ振興課】 「狛江スポーツフェスタ2025－大学アスリートとマルチスポーツ体験！－」（延べ80人） ジュニアスポーツ教室は5種目の教室を開催し参加者延べ403人 【公民館】 新施設予約システムの導入	【子ども若者政策課】 市民の利便性向上のため、電子化できるものについては対応していく。 【子ども家庭課】 引き続き、手続きや事業運営の電子化を検討していく。 【教育支援課】 引き続きLoGoフォームで就学相談の申し込みを可能とする。 【文化スポーツ振興課】 今後も同様の手続きで申し込み手続きを行う。 【公民館】 システムの操作方法のサポート等
子ども若者政策課	こまえ子育てねっと及びこまえスマイルぴーれの子育てポータルサイトによる子育て中の方等への情報発信を行い、子育てサイトの閲覧ユーザ数は115,396ユーザ／年（令和6年度：73,300ユーザ／年）であった。こまえスマイルぴーれについては、月1回サイトの編集会議を開催したほか、生成AI講座の研修を2回実施した。	市民編集委員との協働によるサイトを運用により、子育て世代に対してより身近なコンテンツの提供を行うことができた。	引き続き市民編集委員との協働によるサイトを運用及び市ホームページとの情報の一元化を継続することで、行政サービスや子育て関係の講座等、子育て中の市民を主な対象とした情報提供・情報発信の更なる強化を進める。

子ども発達支援課	・電話予約を見直し、必要なときに効率的に予約等ができるようにするためのインターネットを利用した予約システムの導入に向けた準備を行った。 ・育児支援ヘルパー派遣事業及び子ども家庭支援センター一時預かり事業の利用料の支払に電子決済を導入した。	育児支援ヘルパー派遣事業等の利用料の支払に電子決済を導入したことで利便性の向上につながった。	インターネットを利用した予約システムを導入し、リアルタイムで空き情報を確認できるとともに、必要なときに簡単に予約の申し込み、キャンセル、システム内で利用登録を完結させることなどにより、子育て家庭へのさらなる利便性向上、負担軽減につなげる。
児童育成課	公立保育園において、保育園事務管理システムの導入により連絡帳等の資料を電子化し、生成AIを活用した文書作成補助や写真データ管理等を行うことで、業務の効率化及び保育現場の負担を軽減し、保育の質の確保・向上を支えるとともに、保護者の利便性の向上を図った。 東京都が実施する「保活ワンストッププロジェクト」に参加し、施設探しから入園手続きまでをオンラインで行うことができる「保活ワンストップサービス」を実施した。 駄倉保育園で実施している一時保育について、WEB予約システムを導入することで予約方法の電子化を図った。	保育園事務管理システムを導入した。 保活ワンストップの実施に伴い、園見学の予約を電子化した。 駄倉一時保育室にWEB予約システムを導入した。	システムの適切な運用と利用の推進を図る。 保活ワンストップについては、令和9年度に向けてシステムの運用基盤を東京都版から国版へ移行する必要があるため、適切に進めていく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
健康推進課	予防接種	事務のデジタル化				★	
子ども若者政策課 子ども家庭課 環境政策課 教育支援課 文化スポーツ振興課 公民館	電子化の推進	各種申し込み等の電子化					
子ども若者政策課	子育てサイト事業	子育てサイトにおける情報の提供					
子ども家庭課	母子保健事業関係費	母子手帳アプリの活用					
		各種母子保健事業の手続きの簡略化					
子ども発達支援課	子育て・教育支援複合施設関係費	子ども家庭支援センターにおける一時預かり事業の予約方法等デジタル化検討・準備	★				
		子ども家庭支援センターにおける一時預かり事業の予約方法等デジタル化の運用		★			
児童育成課	児童館関係費	子育て相談のオンライン化等による手段の充実					
	保育園維持管理費	保育園事務管理システムの活用による連絡帳等の電子化	★				
		保活ワンストップに向けた園見学の電子化推進	★				
		一時保育事業（駄倉保育園）の予約方法等デジタル化検討・準備	★				
		一時保育事業（駄倉保育園）の予約方法等デジタル化の運用		★			

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援
施策・事業	2-6-1	子ども家庭支援センターの充実

＜条例該当箇所＞
第18条（相談体制）
第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

地域における子育て支援の中核機関として、子育て家庭の抱える多様な相談に十分に対応できるよう、専門的機能の充実を図ります。
また、引き続き、敷居の低い相談場所として、子育て家庭等が相談しやすい場づくりに取り組むとともに、子育て支援の中核機関として、積極的に地域に出向き、地域資源の情報収集、情報提供等を行うとともに、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども発達支援課	基本型、特定型、母子保健型の三者の担当者が顔を合わせて近況報告、情報交換のため利用者支援事業三者連絡会を実施した。 子育てひろばの利用者数に対し、各種プログラム等を通じて、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につなげる取組を行った。（再掲：2-5-1） 利用者支援事業の担当者が、市内の幼稚園、児童館子育てひろば、居場所事業等に出向き、地域資源の情報収集、情報提供等を行った。	利用者支援事業三者連絡会：1回 市内子育てひろば連絡会:2回 市内 7か所の遊び場スタンプラリーを実施 たんぽぽタイム等計19種のプログラムを実施 子育てひろば利用者数：33,441人（再掲：2-5-1）	引き続き、子育てひろばの利用者数が増加のため各種プログラム等を通じて、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につなげる取組を行う。（再掲：2-5-1）

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	「利用者支援事業」における連携会議の実施					
		子ども家庭支援センター事業（地域組織化事業・相談支援事業等）の実施					
		子ども家庭支援センターによるアウトリーチによる関係機関との連携強化					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援
施策・事業	2-6-2	教育支援センターの充実

＜条例該当箇所＞
第18条（相談体制）

令和11年度までの取組

児童・生徒の社会的自立に向けた相談及び適応、学習等に関する円滑な支援を行うとともに、市の教育における新たな課題への対応や教育支援を実施する拠点として、事業の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
教育支援課	適応指導教室（ゆうゆう教室）において、不登校児童・生徒に対し、一斉・個別の学習支援や豊かな人間関係を築くための適応指導を行った。 また、ゆうゆう教室にも登室できない不登校児童・生徒に対し、相談員を派遣し、話し相手、相談相手等となることにより、人間関係の回復、社会適応に向けた自立支援を行うゆうあいフレンド派遣事業を実施した。 教育支援センターでは、心理士、言語聴覚士、社会福祉士等の資格を持つ専門職を配置し、保護者や児童・生徒本人からのいじめ、不登校等に対する教育相談や、ことばや発達に対する相談に対応するとともに、子どもの悩みや課題を受け止め、関係機関と連携しながら適切な社会資源等につなぐなど解決や支援へ結びつけることができた。（再掲：1-2-3）	ゆうゆう教室利用者数（令和7年度末）：15人 ゆうあいフレンド利用者数（令和7年度末）：3人 いじめ、不登校等に対する教育相談件数：延べ6,187件 ことばや発達に対する発達・ことばの相談件数：延べ946件 スクールソーシャルワーカーへの相談人数：実人数63人	ゆうゆう教室利用児童・生徒の発達特性の多様化が進んでおり、教育支援センター内の専門教育相談員、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、児童・生徒の指導・支援に取り組んでいく。また、不登校児童・生徒の増加に伴い、ゆうゆう教室での受入れのほか、必要に応じて、学校や子ども家庭部、フリースクール、居場所を提供する法人等と連携し、子ども一人ひとりに合った多様な教育の場を提供できるよう取り組む。 引き続き、保護者や児童・生徒本人からのいじめ、不登校等に対する教育相談や、ことばや発達に対する相談に対応するとともに、子どもの悩みや課題を受け止め、関係機関と連携しながら適切な社会資源等につなぐなど解決や支援へ結びつける。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育支援課	教育相談関係費	ゆうゆう教室運営による不登校児童・生徒への適切な支援					
		専門教育相談員による教育相談の実施					
	不登校対策支援	専門教育相談員への研修の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援
施策・事業	2-6-3	ひとり親家庭相談体制の充実

＜条例該当箇所＞
第15条(子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり)
第18条(相談体制)

令和11年度までの取組

母子家庭等ひとり親家庭の生活上の悩みや相談に応じるため、ひとり親家庭等専門相談員及び母子・父子自立支援員による相談を実施するとともに、相談体制の強化を図ります。
また、相談窓口の周知に努めるほか、ひとり親家庭支援策の内容や利用方法について、ひとり親家庭のしおり等により周知を図るとともに、住まい、子育て、教育、仕事、家計、養育費、面会交流など、関係機関とも連携して継続的な支援に取り組みます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	母子・父子自立支援員やひとり親家庭等専門相談員による相談窓口を設置することで、女性やひとり親家庭の方々からの相談に応じており、関係機関と連携して必要な支援を行っている。また、ひとり親家庭支援事業の利用方法等を周知するためひとり親家庭のしおりや子育てガイドブックを各所に配布した。フードバンク狛江によるひとり親支援については、夏休み、冬休み、春休みの年3回実施されており、周知に協力した。ひとり親家庭等学習支援事業については、時間枠を小学生・中学生枠と中学生・高校生枠の2部制として受講しやすいよう環境整備に努めた。さらに、子どもの学習面や生活面に関する支援を行い、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図った。加えて、フードバンク狛江とも連携し、学習の節目に子どもたちにお菓子を提供していただいた。	母子家庭やひとり親家庭の生活に関する悩みや相談、また生活の向上について、関係機関と連携し、必要な支援を行うことができた。	引き続き、ひとり親家庭等専門相談員と母子・父子自立支援員を中心に、相談対応と支援を重ねながら、様々な方法で周知を行う。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭等専門相談員による相談の実施					
		母子・父子自立支援員による相談支援の実施	★				
		ひとり親家庭のしおり等の作成・配布					
		フードバンクによるひとり親支援への協力					
		ひとり親家庭への学習支援事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援
施策・事業	2-6-4	DV等への相談支援の充実

＜条例該当箇所＞
第13条（虐待の防止）
第18条（相談体制）

令和11年度までの取組

DVに関して、生活不安や社会からの孤立など様々な悩みや不安を持つ親に対する支援を行います。
女性相談支援員によるDVを含めた母子等の生活等に係る相談を行い、必要に応じて一時保護施設や母子生活支援施設等の関係機関と連携し、その経済的自立と生活の安定に向けた支援を行うとともに、相談体制の強化を図ります。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	令和7年度の母子・父子自立支援員・女性相談支援員による相談総数は、1,588件で令和6年度（1,542件）と比較して増加した。相談経路については、本人自身からの相談が多いが、他機関からの経路による相談もあり、引き続き他課や他機関と連携しながら相談支援を行っていく必要がある。	関係機関と連携しながら、それぞれの家庭に寄り添った支援を行うことができた。	関係機関と連携しながら、それぞれの家庭に寄り添った支援を行っていく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援の実施					
		関連連絡会等への参加による連携強化					
		定例ケース検討会議への参加					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援
施策・事業	2-6-5	ひとり親家庭への支援の充実

＜条例該当箇所＞
第15条(子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり)
第19条(子育て家庭等への支援)

令和11年度までの取組

ハローワークとの連携による母子・父子自立支援プログラムや、高等職業訓練促進給付金、教育訓練給付金といった事業を周知、促進することにより、支援が必要な家庭等の自立支援を進めます。
母子及び父子福祉資金の貸付事業として、20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭及び父子家庭に入学や就学、技能習得等に必要な資金を貸し付けます。
離婚直後などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に対して、育児や日常生活の世話など必要な援助を行うホームヘルパーを派遣します。
養育費確保支援事業により、ひとり親家庭における経済的基盤を確保し、子どもの成長及び生活水準の保障等を図る養育費の継続した確保を支援します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	ひとり親家庭等専門相談員や母子・父子自立支援員との面談やひとり親家庭のしおり等による周知によって、適切な事業案内や支援を行った。 令和7年度では母子家庭等の自立支援事業として、高等職業訓練促進給付金や福祉資金の貸付事業(新規及び継続貸付)、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、養育費確保支援事業による支援を行った。	高等職業訓練促進給付金支給2件、福祉資金の貸付事業新規11件・継続8件(計19件)、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業利用6人732時間(令和6年度:6人1,210時間)、養育費確保支援事業による費用助成8件(令和6年度:4件)	引き続き、ひとり親家庭等専門相談員や母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、それぞれのひとり親家庭に寄り添った支援及びその周知を行っていく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	ひとり親家庭等生活支援事業	母子・父子自立支援プログラムの作成					
		高等職業訓練促進給付金の給付					
		教育訓練給付金の給付					
		福祉資金の貸付・周知					
		ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施					
		養育費確保支援事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成
施策・事業	3-2-1	要保護児童対策地域協議会の強化及び児童関連施設の連携強化 <条例該当箇所> 第12条(市の役割) 第13条(虐待の防止)

令和11年度までの取組

子どもの健やかな育成を目指し、学校や幼稚園、保育園、学童クラブ、児童館・児童センター、こども家庭センター、子育て・教育支援複合施設(子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター)、ふらっとなんぶ、民生委員・児童委員等のあらゆる児童関連施設等の連携を図ります。
要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関同士の連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応につなげます。要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務担当者会議)のほか、定例ケース会議を開催し、定期的な情報交換を行い、関係機関との連携を図ります。実務担当者会議の一環として、中学校区域ごとに児童関連施設関係者の会議を開催し、連携強化を推進します。
また、児童虐待防止マニュアルを配布することで、学校を含む関係機関の虐待に関する意識の向上や更なる連携強化を図ります。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
福祉政策課	令和7年8月25日に民生委員・児童委員、児童相談所職員、学校職員及び子ども家庭支援センター等児童福祉関係職員等が集まって地区連絡協議会を行った。地域の子どもの居場所作りをテーマとして、任意団体comarch代表理事の梶川朋氏に講演いただいた後、各グループで意見交換等を行った。	民生委員・児童委員、学校教育機関や保健所等の職員合わせて89人が参加し、グループは地域ごとに分け、意見交換等を行い、関係機関同士の連携強化を図った。	引き続き、地域の課題をテーマとして、地区連絡協議会を行い、関係機関との意見交換等を通じ、連携強化を図る。
	市内の多世代交流に取り組む団体等が情報交換会(ひとつやねっと)を定期的に2回開催した。ひとつやねっとにおいて調布・狛江市の居場所のパンフレットを作成した。	ネットワークの構築を強化することができた。	引き続き、情報交換会(ひとつやねっと)に定期的に出席し、連携強化を図る。
子ども家庭課	要保護児童対策地域協議会の代表者会議を1回、実務担当者会議を36回開催し、ケースに関わりのある機関の職員や多摩児童相談所職員などと情報共有や支援方針の確認を行い、関係機関との連携を図った。 また、虐待対応マニュアルを作成し、関係機関に配布することで子どもの変化に気づくポイントや話の聴き取り方及び通告先等の周知を行った。	代表者会議1回及び実務担当者会議36回開催 児童虐待対応マニュアルの配布	代表者会議及び実務担当者会議の開催 関係機関の虐待に関する意識の向上
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、こども家庭センターの4センターが連携会議や、各センター内の情報共有をしつつ、各センター間の密な連携を行った。(再掲:2-2-1) 要保護児童対策地域協議会に各センター長、SSW(スクールソーシャルワーカー)が参加し、関係機関との連携を図った。	4センター会議を12回行い、各センターでの課題等を共有した。(再掲:2-2-1) 要保護児童対策地域協議会参加回数:代表者会議1回(3センター長) 子ども家庭支援センターとの実務担当者会議5回(子ども家庭支援センター長) 児童発達支援センターとの実務担当者会議5回(児童発達支援センター長) 教育委員会との実務担当者会議を5回開催した。	各センター間の密な連携を行い切れ目のない支援体制を構築する。(再掲:2-2-1) 要保護児童対策地域協議会に参加のほか、定期的な情報交換を行い、関係機関との連携強化を図る。

児童育成課	児童館運営委員会等の機会を活用し、学校や地域関係者との情報共有及び連携に努めた。日常的な運営の中においても、気になる児童について関係機関と情報共有を行い、必要に応じて支援につなげるなど、見守り体制の強化を図った。	児童館3館で年2回各所で運営委員会を実施するなど情報共有及び連携に努めた。日常的な運営の中においても、気になる児童について関係機関と情報共有を行い、必要に応じて支援につなげることができた。	児童館運営委員会等での連携を継続し、支援が必要な児童や気になる児童に関する情報共有を行いながら、地域全体で子どもを見守る体制の強化を図る。また、関係機関との連携を通じて、早期発見・早期対応及び切れ目のない支援につなげていく。
教育支援課	子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、こども家庭センターの4センターが連携会議や、各センター内の情報共有をしつつ、各センター間の密な連携を行った。(再掲:2-2-1) 要保護児童対策地域協議会に各センター長、SSWが参加し、関係機関との連携を図った。	4センター会議を12回行い、各センターでの課題等を共有した。(再掲:2-2-1) 教育委員会との実務担当者会議を5回開催した。	各センター間の密な連携を行い切れ目のない支援体制を構築する。(再掲:2-2-1) 要保護児童対策地域協議会に参加のほか、定期的な情報交換を行い、関係機関との連携強化を図る。
指導室	生活指導主任会や青少年健全育成連絡会において情報共有を実施した。	児童生徒の安心・安全につながる相談体制を強化し、連携することができた。	継続して事業に取り組んでいく。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	民生委員、児童委員関係費	地区連絡協議会の開催					
	多世代・多機能型交流拠点運営費	市内の多世代交流に取り組む団体等との情報交換会の実施					
子ども家庭課	要保護児童対策事業	代表者会議の実施					
		実務担当者会議の実施					
		児童虐待防止マニュアルの作成・配布					
子ども発達支援課	子育て・教育支援複合施設関係費	4センター連携会議の定期的な実施					
		各センターの要保護児童対策地域協議会への参加					
児童育成課	児童館関係費	子育て関連施設関係者間の連携の強化					
教育支援課	教育支援センター関係費	4センター連携会議の定期的な実施					
	不登校対策支援	スクールソーシャルワーカーの要保護児童対策地域協議会への参加					
指導室	教育研究推進	生活指導主任会の開催					
		青少年健全育成連絡会の開催					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成
施策・事業	3-2-3	地域団体等との情報共有及び活性化 ＜条例該当箇所＞ 第11条(団体の役割) 第12条(市の役割)

令和11年度までの取組

市内の各関係機関や子ども・子育て支援活動団体等が各地域・団体の実情を踏まえた情報共有を行い、地域でのよりきめ細かな子育て支援につなげるため、子ども・子育て関連団体に関する連絡会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設けることで、市民活動の活性化を目指していきます。地域において居場所を運営している団体等への経済的な支援等を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	地域で子育て支援活動を行っている団体同士に横のつながりを持たせることで、共通認識を持った活動や団体同士の情報共有を図ることができるよう市民活動支援センターと合同にて2回の団体情報交換会及び『「子どもの権利」をどう伝える？』かをテーマに講演会を1回有志で開催した(参加者数:28人)。 子ども食堂や子どもの居場所づくりを実施している団体への子どもの居場所づくり支援事業補助金について、7団体(8事業)に計357,636円の補助金を交付することで、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行った。	市民団体だけではなく公共施設の管理者等も講演会に参加するなど、子育て支援関係者の横のつながりを強化することができた。 子どもの居場所づくりを実施している団体への補助を通じて、地域における子どもや子育て家庭の生活支援のための活動保障を行うことができた。	引き続き子育て支援活動を行っている団体等がつながるきっかけの場を生み出していく。 子どもの居場所づくり支援事業補助金を必要とする団体の掘り起こしを行う。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	地域の子育て関連団体のネットワーク化	子ども・子育て関連団体に関する連絡会の開催(こまえくぼと連携)					
	みんなで子育て事業	子どもの居場所づくり支援事業補助金事業の実施	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成
施策・事業	3-2-4	子育て仲間づくり・子育てグループ・子育てサークルの育成・支援 ＜条例該当箇所＞ 第19条（子育て家庭等への支援）

令和11年度までの取組

子育て支援を目的として活動する市民グループや子育てグループの支援を行うとともに、母子保健事業、子ども家庭支援センター、子育てひろば、児童館・児童センター、公民館の活用等を通じて、子育ての仲間づくりを推進します。
また、育児不安の軽減や仲間づくりのため、生後1～4か月頃の乳児と母親を対象とした交流事業として、ひよこカフェを実施します。
地域の子育て関連団体のネットワーク化を図るため、こまえくぼ1234と連携して連絡会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設け、市民活動の活性化を目指します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	地域で子育て支援活動を行っている団体同士に横のつながりを持たせることで、共通認識を持った活動や団体同士の情報共有を図ることができるよう市民活動支援センターと合同にて2回の団体情報交換会及び『「子どもの権利」をどう伝える？』かをテーマに講演会を1回有志で開催した（参加者数：28人）。（再掲：3-2-3）	市民団体だけではなく公共施設の管理者等も講演会に参加するなど、子育て支援関係者の横のつながりを強化することができた。（再掲：3-2-3）	引き続き子育て支援活動を行っている団体等がつながるきっかけの場を生み出していく。（再掲：3-2-3）
子ども家庭課	ひよこカフェ（令和7年度12回延べ47組、令和6年度12回延べ107組）を実施し、子育てが始まったばかりの母親の交流をはかり、育児に関する情報交換や仲間づくりを促すため、保健師が同席しフォローできる体制を整え、生後4か月ぐらいまでの児とその母親を対象に実施した。	ひよこカフェ（令和7年度12回延べ47組、令和6年度12回延べ107組）	今後も育児不安の軽減や仲間づくりの場についての取り組みを継続する。
子ども発達支援課	子育てひろばの利用者数に対し、各種プログラム等を通じて、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につなげる取組を行った。（再掲：2-5-1）	たんぽぽタイム等計19種のプログラムを実施 子育てひろば利用者数：33,441人（再掲：2-5-1）	引き続き、子育てひろばの利用者数が増加のため各種プログラム等を通じて、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、定期的に通信を発行し様々な活動を周知することで、より多くのひろば利用につなげる取組を行う。（再掲：2-5-1）
児童育成課	児童館において、乳幼児親子を対象とした子育て広場事業を実施し、親子の交流の場及び遊びの機会の提供を行った。また、子育てに関する相談や情報提供を通じて、子育て家庭の不安軽減及び育児支援の充実を図った。学童保育所においてもあそびの広場を実施し、子育て家庭の居場所の提供を行った。	子育てひろば 岩戸：11,955人 和泉：8,311人 こまっこ：17,555人	乳幼児親子を対象とした子育て広場事業を継続的に実施し、親子の交流機会及び居場所の提供に努めるとともに、利用者ニーズを踏まえた内容の充実を図る。

公民館	いきいき子育てルームについて、保護者の交流の場として原則毎週金曜日に全44回開催した（参加者数：延べ431人）。	保護者同士の交流や子育てに関することをスタッフへ相談できる場を提供することができた。	引き続き保護者同士の横のつながり及び子どもの成長を支える場として開設していく（令和8年度44回実施予定）。
	子育てセミナーについて、NP：ノーバディズパーフェクトプログラム（グループディスカッション）7回、専門家の講義2回及び参加者がお子さんについての報告等を行った（11回実施。参加者数：延べ73人）。	NPの中で自分、自分の家族、自分の希望を話すことによって信頼関係のある仲間を作ることができた。	社会で孤立しがちな子育て世代の仲間づくりと学びの場、子どもの成長を支える場として保護者の居場所を今後も提供していく（令和8年度11回実施予定）。
	学習グループ保育について、保育体験や学習会を28回実施（参加者数：保護者延べ114人、子ども延べ123人）し、参加者ご自身の子育てについての振り返り等を行った。	保護者同士のつながりを深めるとともに、保育室では子どもにとっての学びがあるような保育を行うことができた。	保育での子どもの成長や、保護者の居場所・学びの場の確保を継続して行う（令和8年度30回実施予定）。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	地域の子育て関連団体のネットワーク化	子ども・子育て関連団体に関する連絡会の開催（こまえくぼと連携）					
子ども家庭課	母子保健事業	ひよこカフェの運営					
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	子育てグループ等の情報提供					
児童育成課	児童館関係費	子育てひろば等育児相談のできる場の提供					
公民館	子育てセミナー	子育てセミナーの実施					
		いきいき子育てルームの実施					
	学習グループ保育	学習グループ保育の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成
施策・事業	3-2-6	世代間・異年齢交流の促進

＜条例該当箇所＞
第8条(大人の役割)
第16条(子どもの居場所づくり)

令和11年度までの取組

児童関連施設内での乳幼児と小中学生等との異なる世代の交流や、公民館の利用団体などの各種団体や高齢者団体との世代間交流を促進します。
多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶでは、日常的な居場所の提供に加え、多世代の地域住民が参加するワークショップ等のイベントを開催することで、子どもも含めた多世代の幅広い交流を実現し、地域共生社会の実現を目指します。
子ども家庭支援センターでは、利用者同士の交流だけにとどまらず、地域のネットワークづくりの一環として異年齢交流・世代間交流等にも取り組むとともに、教育支援センターを通じて、小学生や中学生が乳幼児とふれあう機会を設けます。
児童館・児童センターでの中学生の乳幼児とのふれあい体験や、高校生の運営側スタッフとしてのボランティア活動などにより、世代間交流の充実へとつなげる機会を設けます。
スポーツを楽しむきっかけをつくり、世代を超えて、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図り、仲間づくり、体力向上や生きがいづくりにつなげるため、各種スポーツ大会や教室を実施しています。
公民館では、世代間・異年齢交流の場として夏休み子ども・中高生スペース、子どもの実験教室、いきいき子育てルームを開催します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
福祉政策課	対象者を限定することなく、子どもから高齢者まで地域住民がいつでも気軽に集い、ゆるやかに出会い関わり合うことのできる多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶを運営した。 令和7年度は252日開所し、18歳未満は延べ3,757人の利用があった。	放課後、子どもたちが安心できる居場所を提供できた。イベント等を通じて多世代交流が生まれた。	多世代交流をさらに活性化させることを目指し、利用実態や潜在的なニーズの把握に努め、地域共生の場としての拠点の機能を一層強化していく。
	週単位の定期事業を軸に、多世代が日常的に集う居場所を確立した。これに加え、eスポーツやポケモンカード教室、季節行事など、様々な月別企画を展開するとともに、年に2回、春と秋に「ふらフェス」を開催し、子どもから高齢者まで幅広い層の参加を促進した。	子どもから高齢者まで自然に触れ合う機会が増加することで、世代を超えた地域コミュニティが活性化された。	多世代が交流できる新たな企画を試行し、子どもから高齢者までが自然に触れ合うことのできる機会を提供する。
子ども家庭課	3歳から未就学児の親子を対象に、自らの食や健康に関心をもつためのきっかけづくりとしての食育講習会「ミンジーと一緒にクッキング」を実施し(令和7年度大人5人、子ども6人)、地域の民生児童委員(10人)と一緒に料理を行うことで、世代を超えた交流の機会を設けた。	食育講習会「ミンジーと一緒にクッキング」を実施(令和7年度大人5人、子ども6人)	食育を通して世代を超えた交流の機会を実施する
子ども発達支援課	子育てひろばの利用者に対し、各種プログラム等を通じて、異年齢・世代間、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、より多くのひろば利用につなげる取組を行った(子育てひろば利用者数:33,441人(再掲:2-5-1))。 小学生 Weekでは、夏休みと春休みの期間中小学生がひろば内で遊べる時間を設定した(参加数:合計31人)。昔遊びの会については、世代間交流のため、毎月 1 回ボランティア団体による昔遊びの会を実施し、ひろば内の一部スペースをお手玉や折り紙コーナーとして自由に参加できるようにした。	各種プログラム等を通じて、異年齢・世代間、保護者同士の交流や情報交換の場を広げるとともに、より多くのひろば利用につなげることができた。	引き続き、子育てひろばの利用者数増加のため各種プログラム等を通じて、異年齢・世代間、保護者同士の交流や情報交換の場を広げる。
児童育成課	児童館において、じゃがいもほり等の地域資源を活用した体験事業や、地域ボランティア・専門講師と連携した乳幼児事業を実施するとともに、小学生が乳幼児親子向けイベントを企画・運営するロキフェス等を開催し、多世代が交流する機会の提供を図った。	各事業参加者数:じゃがいもほり乳幼児親子25組50人、サツマイモほり乳幼児41人大人50人合計91人、2・3年生交流キャンプ15人、高学年サマーキャンプ13人、出張プレーパーク101人	引き続き、様々な活動を通して世代間交流の促進を図る。

文化スポーツ振興課	狛江市民総合体育館の改修工事もあり、スポーツ実施機会の減少もある中で、スポーツに親しむ環境を提供することができ、市民の仲間づくりや体力向上、生きがいづくりなどに寄与した。	ジュニアスポーツ大会(ジュニア剣道大会47人、ジュニアサッカー大会500人、学童野球大会179人) 「狛江スポーツフェスタ2025－大学アスリートとマルチスポーツ体験！－」(延べ80人) ジュニアスポーツ教室は5種目の教室を開催し参加者延べ403人	各種スポーツ教室及びスポーツ大会を実施し、市民が気軽にスポーツに取組、楽しむ場を提供していく。
公民館	夏休み子ども中高生スペースを実施した(学習フリースペース・遊びのフリースペース・体験教室)4日間開催(改修のため西河原公民館で実施。参加者数:延べ424人)。	「学び」、「遊び」、「体験」ができる夏休みの子ども達の居場所を提供することができた。	引き続き、夏休みの子ども達の居場所を提供するだけでなく、子ども達に喜ばれる企画を検討し、より充実した事業としていく。
	子どもの実験教室を実施することで、参加者が自然科学に対する学びを深めることができた(12回実施・参加者数:延べ111人)。	科学実験を通して、子どもたちに自然科学を楽しく学んでもらい、発想力、表現力を豊かにすること、他校の児童と交流することにより、社会性、協調性を養うことができた。	子どもたちに自然科学を楽しく学んでもらうと同時に、教室が安全に行われるよう注意深く配慮していく。
	いきいき子育てルームを原則毎週金曜日に実施した(44回実施・参加者数:延べ431人)。	子育てに関する個々の悩みに対し、指導者が一人ひとりに寄り添いながら子どもの健康や年齢に応じた遊びなど、生活に関する様々な情報交換を行うことができた。	引き続き、子育てで家に閉じこもりがちな保護者の交流・情報交換の場を提供する。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶの運営					
		ふらフェス等のイベントの開催による交流の促進					
子ども家庭課	食育推進事業	食育講習会「ミンジ―と一緒にクッキング」の実施					
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	異年齢・世代間交流の実施					
児童育成課	児童館関係費	児童館・児童センターにおける世代間交流の機会の提供					
文化スポーツ振興課	ジュニアスポーツ振興	ジュニアスポーツ大会の実施					
		ジュニアスポーツ教室の実施					
	豊かなスポーツライフ連携事業	親子向け講座(こまえスポーツフェスタ)の実施					
公民館	居場所事業	夏休み子ども中高生スペースの実施					
	子ども・若者事業	子どもの実験教室の実施					
	子育てセミナー	いきいき子育てルームの実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成
施策・事業	3-2-8	子ども食堂の推進

＜条例該当箇所＞
第15条(子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり)
第16条(子どもの居場所づくり)

令和11年度までの取組

市内で子ども食堂事業を実施している市民団体と連携し、子どもやその家庭の居場所を確保するとともに、必要な支援につなげます。また、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
子ども若者政策課	子ども食堂や子どもの居場所づくりを実施している団体への子どもの居場所づくり支援事業補助金について、8団体に計357,636円の補助金を交付することで、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行った。(再掲:3-2-3) 市内の子ども食堂関連団体で構成される連絡会に定期的に出席するなど、関係団体との情報共有や意見交換を行った。	子どもの居場所づくりを実施している団体への補助を通じて、地域における子どもや子育て家庭の生活支援のための活動保障を行うことができた。(再掲:3-2-3) 連絡会に参加することで、子どもの居場所づくり支援事業補助金の紹介や狛江市児童虐待対応マニュアルの説明を行うことができた。	子どもの居場所づくり支援事業補助金を必要とする団体の掘り起こしを行う。(再掲:3-2-3) 引き続き連絡会に参加することで、有益な情報交換を行う。

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	みんなで子育て事業	子どもの居場所づくり支援事業補助金事業の実施	★				
		子ども食堂連絡会への出席					

★…新規及び拡充する事業

登録番号（刊行物番号）
R８－●●

第３期　こまえ子ども・若者応援プラン　実施計画（令和８年度版）

令和８年●月発行
発　　行　　狛江市
編　　集　　狛江市子ども家庭部子ども若者政策課
狛江市和泉本町一丁目１番５号
電　　話　　03（3430）1111（代表）
印　　刷　　庁内印刷
頒布価格　　●●円